

令和5年9月6日
保健福祉政策部
保健医療福祉推進課

世田谷区立保健センターの指定管理者の指定

1 主旨

世田谷区立保健センター条例（以下「条例」という。）第8条第3項に基づき、世田谷区立保健センターの指定管理者候補者の適格性審査を実施し、令和6年4月からの指定管理者候補者として選定した。

当該指定管理者候補者を指定管理者として指定するための議案を令和5年第3回区議会定例会に提出する。

2 施設名称及び指定管理者の候補者名等

- (1) 施設名称 世田谷区立保健センター
 (2) 所在地 世田谷区松原六丁目37番10号
 (3) 指定管理者の候補者名及び所在地 公益財団法人世田谷区保健センター
 世田谷区松原六丁目37番10号

3 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日まで（5年間）

4 選定方法等

(1) 選定方法

世田谷区立保健センター条例施行規則第8条第1項により設置された、世田谷区立保健センター指定管理者選定委員会にて、公募によらずに適格性審査により候補者選定を行うこととした。その上で条例第8条第3項の審査基準に基づき、事業者から提出された事業計画書等の書類審査、財務審査及びヒアリング審査を実施し、指定管理者候補者を選定した。

(2) 選定委員会の構成（○は委員長）

| 区分 | 氏名 | 役職・所属等 |
|------|--------|--------------------------------------|
| 外部委員 | ○岩永 俊博 | 全国健康保険協会前理事 |
| | 鈴木 敏彦 | 淑徳大学副学長、高等教育研究開発センター教授 |
| | 徳岡 裕美子 | 身近なまちづくり推進協議会委員 |
| | 村井 やよい | 世田谷区重症心身障害児（者）を守る会会長 |
| 内部委員 | 阿部 貴之 | 北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課長 ※令和5年3月31日まで |
| | 濱田 隆行 | 北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課長 ※令和5年4月1日から |
| | 宮川 善章 | 障害福祉部障害施策推進課長 |

| | | |
|--|-------|--------------|
| | 宮本 千穂 | 世田谷保健所健康推進課長 |
|--|-------|--------------|

(3) 選定委員会開催状況

令和4年10月27日 第1回選定委員会（審査方法の審議、評価）

令和5年 6月19日 第2回選定委員会（適格性審査）

※ 「会議録要旨」及び「事業計画書」は参考資料1～2のとおり

5 選定結果

選定結果は別紙1のとおり。

条例第8条第2項に基づき、選定委員会で申請者から提出された書類審査、財務審査及びヒアリング審査の結果を総合的に評価した結果、本施設について適格と評価し、次期指定管理者の候補者として選定した。

6 選定理由

- ・法人としての経営理念や経営方針等が明確に示されており、区立保健センターの指定管理事業を担う法人として力を有している。コロナ禍においても様々な工夫により、事業の円滑な実施とサービス向上に努めており、次期運営も引き続き期待できる。
- ・事業実施に必要な人材の確保・育成・定着において、人材育成方針の整備計画や積極的な外部研修の導入など、課題にも上げられている専門人材の確保・育成に力を入れている姿勢は評価できる。
- ・候補者は現保健センターの指定管理を担っている法人であり、満足度調査や利用者の声から事業改善に取り組んでいる点は評価できる。前回指摘のあった障害者雇用は法定雇用率を満たしており、合理的な配慮と今後の障害者雇用の見込みも十分に考慮されている。

7 今後のスケジュール（予定）

令和5年9月 第3回区議会定例会（指定管理者の指定の提案）

令和6年4月1日 次期指定管理者による管理運営開始

選定結果

- 1 施設の名称
世田谷区立保健センター
- 2 申請団体
公益財団法人 世田谷区保健センター
- 3 評価結果 (適格性審査)

| 審査項目 | | 小項目 | 適格性の評価 |
|--------------------------|-----------------------------------|---------------------|-----------|
| 書類審査 | | | |
| 1 | 施設の設置目的への適合性 | | |
| 2 | 事業効果 (施設の効用の発揮度合い、良質なサービスの提供) | | |
| 3 | 運営の効率性 (管理経費の縮減) | | |
| 4 | 事業者の物的・人的能力 (安定性、実績等) | ① 事業者の実績 | |
| | | ② 関係機関との連携・調整 | |
| | | ③ 人材育成 | |
| | | ④ サービス提供に関する専門性と安定性 | |
| | | ⑤ 利用者の安全確保 | |
| 5 | 住民の平等・公平利用確保の担保 | ① サービス改善の取組み | |
| | | ② サービスの質や公平性の確保 | |
| 6 | 個人情報保護等、情報管理体制 | | |
| 7 | 障害者雇用等 (障害者の法定雇用率、障害者差別解消法等) の取組み | | |
| 財務審査 | | | |
| ヒアリング審査 | | | |
| 合計 | | | 446点/512点 |
| 合格基準 (満点合計の70%以上) 359点以上 | | | |

総合評価

申請団体は、指定管理者を十分に行うための能力及び実績を有し、事業運営を効率的・安定的に行う能力が備わっており、施設の設置目的を効果的に達成できると認められるため、指定管理者の候補者として選定する。

なお、評価の合議に際し、区が求めている拠点運営方針を理解し、高い専門性とこれまで培ったノウハウを活かし、先駆的な取組みや区民ニーズを踏まえた提案型組織風土を目指す「攻めの外郭団体」を表明する熱意は高く評価でき、区の保健医療福祉の拠点の中核的役割を果たす団体として今後も期待できるという声があった。

< 参考資料 1 >

会議録要旨

| | |
|------|--|
| 会議名 | 第1回世田谷区立保健センター指定管理者選定委員会 |
| 担当部署 | 保健福祉政策部・保健医療福祉推進課 |
| 開催日時 | 令和4年10月27日(木) 13時30分～15時00分 |
| 開催場所 | 保健医療福祉総合プラザ3階 3-1会議室 |
| 出席者 | 岩永俊博、鈴木敏彦、村井やよい、徳岡裕美子、阿部貴之、宮川善章、宮本千穂 |
| 会議次第 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 審査の進め方について 3. 申請者による事業計画等に関する説明および質疑応答 4. 審査 5. 閉会 |
| 主な意見 | <p>【区が考える特別の事情】</p> <p>世田谷区立保健センターにおける地域との連携や地域活力の活用のためには、これまで現指定管理者が進めてきた地域の健康づくり支援の取組みによって培ったノウハウが必要である。【特別の事情(ア)】</p> <p>また、障害者を含む区民の健康の保持増進やがん患者や家族等を支える中核的機能、こころの健康に関する相談・情報発信機能を有する施設の指定管理者には、医療職をはじめとしたスタッフの専門能力や、関係機関・団体との連携による地域医療のバックアップ、区の政策との連動が求められる。現指定管理者はその設立目的や経営方針はこれと一致し、指定管理者として客観的に特定されると考える。【特別の事情(イ)】</p> <p>さらに、高次脳機能障害者の相談事業については、各種専門職の体制による相談者との信頼関係の構築を前提として、一定程度継続した事業者による事業実施が必要になり、指定管理者変更は利用者に混乱を来すと考える。【特別の事情(ウ)】以上が区の考えである。</p> <p>【委員からの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者専門相談のところで、当事者の相談支援もあるが、事業者支援の部分もすごく信頼している部分である。また、先駆的な取り組みとして高次脳機能障害にも取り組んでいただいていることから、なかなか代えがない。指定管理者が変わったら相当困るだろうと実感が湧いてきた。 ・コロナ禍により企画した事業ができなかった一方、プラザでのワクチン接種に協力しているので、そういった点を含めた評価もあると思う。 ・障害者は色々あって対応が難しいことが多いのだが、ワクチン接種においては色々配慮していただいた。コロナで事業が縮小・中止だということだが、コロナの時だから必要なこと・できることをやっていただいたので、そういった点に感謝している。 ・プロポーザルで様々な業者の中から選び、結果、積み重ねた実績がない別の業者にガラッと変わってしまうと区民としては戸惑ってしまうと思う。これまでの実績を考えると公募でなくてもよい。 <p>【結論】</p> <p>特別の事情(ア)～(ウ)を認め、公募によらない適格性審査で進める。</p> |
| その他 | |

会議録要旨

| | |
|------|--|
| 会議名 | 第2回世田谷区立保健センター指定管理者選定委員会 |
| 担当部署 | 保健福祉政策部・保健医療福祉推進課 |
| 開催日時 | 令和5年6月19日（月）午前10時～午後12時 |
| 開催場所 | 梅丘分庁舎1階C会議室 |
| 出席者 | 岩永俊博、鈴木敏彦、徳岡裕美子、濱田隆行、宮川善章、宮本千穂 |
| 会議次第 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 審査の進め方について 3. 申請者による事業計画等に関する説明および質疑応答 4. 審査 5. 閉会 |
| 主な意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期に問題点を見つけ改善する体制が整っていると思う。世田谷区民のサービス向上、健康の向上に努めてほしい。 ・ 書面及びヒアリングにより、保健センターの運営を担う十分な力を有すると判断した。 ・ これまでの実績は評価できると思う。この3年間コロナ禍で思うような取り組みができなかった事業もあったかと思うが、これまでのノウハウの積み重ねと新しい時代に即した新しい考え方で、より充実した運営が実現することを願っている。 ・ 今後の5年間に向けて、ビジョンを定めて取り組もうとする姿勢は評価できる。 ・ 法人としての経営理念や経営方針等が明確に示されており、区立保健センターの指定管理事業を担う法人として力を有している。コロナ禍においても様々な工夫により、事業の円滑な実施とサービス向上に努めており、次期運営も引き続き期待できる。 ・ 事業実施に必要な人材の確保・育成・定着において、人材育成方針の整備計画や積極的な外部研修の導入など、課題にも上げられている専門人材の確保・育成に力を入れている姿勢は評価できる。 ・ 候補者は現保健センターの指定管理を担っている法人であり、満足度調査や利用者の声から事業改善に取り組んでいる点は評価できる。前回指摘のあった障害者雇用は法定雇用率を満たしており、合理的な配慮と今後の障害者雇用の見込みも十分に考慮されている。 |
| その他 | |

< 参考資料2 >

事業計画書

(世田谷区立保健センターに関する企画提案書)



令和 5 年 5 月

公益財団法人 世田谷区保健センター

目 次

| | |
|---------------------------|--|
| I 法人の運営・理念・今後の基本方針 | |
| 1 | 経営理念及び経営方針 1 |
| 2 | 今後の財団経営の基本方針 2 |
| | (1) めざす姿 |
| | (2) 5つの目標 |
| | (3) 経営改革を推進する5つの柱 |
| | (4) 梅ヶ丘拠点での新たな機能発揮 |
| 3 | 執行体制 4 |
| | (1) 評議員 |
| | (2) 役員 |
| | (3) 組織 |
| | (4) 職員配置 |
| II 法人のこれまでの事業実績 | |
| 1 | 財団事業体系図 7 |
| 2 | 沿 革 8 |
| 3 | 健康増進・教育事業及び健康診断の専門拠点機能 9 |
| | (1) 健康増進事業（指定管理事業） |
| | (2) 健康教育事業（自主事業） |
| | (3) その他の検査事業（自主事業、区委託事業） |
| 4 | がん対策を支える中核的機能 11 |
| | (1) 世田谷区がん検診受付センター（指定管理事業） |
| | (2) がん検診事業（指定管理事業、区委託事業） |
| | (3) がん検診の精度維持・向上と精度管理（指定管理事業） |
| | (4) がん相談（指定管理事業） |
| 5 | 地域医療の後方支援機能としての保険診療事業（自主事業） 14 |
| 6 | 障害者相談支援事業 14 |
| | (1) 梅ヶ丘拠点整備プランによる取組み |
| | (2) 障害者専門相談（指定管理事業） |
| | (3) 乳幼児育成相談（指定管理事業） |
| | (4) 高次脳機能障害相談支援（指定管理事業） |
| | (5) 拠点施設東京リハセンターとの連携（指定管理事業） |
| | (6) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業（区委託事業） |
| 7 | こころの健康づくりに関する相談・支援 17 |
| | (1) こころの相談（指定管理事業） |
| | (2) こころの健康に関する普及啓発（指定管理事業） |
| | (3) 人材育成（指定管理事業） |
| 8 | 保健医療福祉の拠点機能の発揮と地域支援 18 |
| | (1) 情報の発信（自主事業） |
| | (2) 他団体との連携及び拠点連携イベント（自主事業・指定管理事業） |
| | (3) 新型コロナウイルス感染症への対応 |
| 9 | 前回の提案内容等の取組みの成果等について 20 |
| | (1) 提案した企画（事業）の状況 |
| | (2) 第5期指定管理期間中の成果 |
| | (3) 第5期指定管理期間の事業展開や改善の提案に関する自己評価の実施 |
| | (4) 評 価 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| Ⅲ 法人の運営（経営）の現状と見通し | |
| 1 決算状況 | 24 |
| 2 今後の見通し | 25 |
| (1) 事業の組み立て | |
| (2) 運営の効率化と環境配慮 | |
| (3) 収支見通し | |
| Ⅳ 事業の運営方針 | |
| 1 財団を取り巻く状況の変化 | 27 |
| (1) 国の動向 | |
| (2) 区の見組み | |
| (3) 財団の動き | |
| (4) 向こう10年を見据えた事業創出の5つの視点 | |
| 2 受託事業について | 29 |
| (1) 施設・設備等の維持管理運営 | |
| (2) 医療事業の施行に必要な事務 | |
| (3) 施設及び設備、物品の維持管理に関する事務 | |
| (4) 健康度測定、運動負荷測定、健康増進指導等による多様な健康づくり | |
| (5) 生活習慣病重症化予防 | |
| (6) 障害者の健康づくり | |
| (7) 地域での健康づくり支援 | |
| (8) がん患者や家族等を支える中核的機能の確立 | |
| (9) こころとからだの保健室「ポルタ」の管理運営 | |
| (10) こころの健康支援事業 | |
| (11) 障害者専門相談、乳幼児育成相談及び高次脳機能障害者相談支援 | |
| 3 財団の運営に関する事務 | 38 |
| 4 施設や設備、物品の維持管理について | 39 |
| 5 事業の効率的な実施について | 39 |
| (1) 人員配置（質の高い専門チームを構成） | |
| (2) 外部委託 | |
| 6 人材育成と人事管理 | 39 |
| 7 資格・認証制度等の取得について | 40 |
| (1) 多職種による専門性の高い事業運営 | |
| (2) 認証制度の資格取得 | |
| 8 利用者の安全確保（事故防止、危機管理体制等） | 41 |
| (1) 安全管理及び危機管理等の体制構築 | |
| (2) 損害補償の対応 | |
| (3) 施設内の火災事故等への備え | |
| Ⅴ 区民サービスの向上 | |
| 1 区民・利用者の声を大切に | 43 |
| (1) 「利用者満足度調査」からサービス改善への意識 | |
| (2) 苦情・要望から業務改善へ | |
| (3) 医療機関の声から利用しやすい検査体制の強化 | |
| 2 事業を通じてのきめ細かな対応 | 44 |
| (1) 健康増進事業（指定管理事業）での対応 | |
| (2) がん検診事業（指定管理事業）での対応 | |
| (3) 保険診療事業（自主事業）での対応 | |
| (4) 障害者相談支援事業（指定管理事業）での対応 | |

| | | |
|---|---------------------------|----|
| 3 | 高いサービスの質の確保 | 46 |
| | (1) 健康増進指導（指定管理事業）及び医療系業務 | |
| | (2) 障害者相談支援業務（指定管理事業） | |
| 4 | 公共施設としての平等・公平利用の確保 | 46 |
| | (1) 事業運営について | |
| | (2) 公共サービスに従事する職員の心構えについて | |
| | (3) 区民利用での創意工夫について | |
| 5 | 情報発信 | 46 |
| | (1) 財団ホームページによる情報発信（自主事業） | |
| | (2) 情報紙「げんき人」の発行（自主事業） | |
| | (3) 広報手段の多様化と即時性の向上 | |

VI 今後の事業展開や改善の提案

| | | |
|---|-----------------------------------|----|
| 1 | 保健医療福祉の拠点における区立保健センターの機能発揮 | 48 |
| | (1) 保健医療福祉の総合性の発揮と先駆的取組み（総合性の視点） | |
| | (2) 「拠点」と「地域・地区」の連携強化（地域・地区支援の視点） | |
| | (3) 区施策を踏まえた区立保健センター事業の創出（独自性の視点） | |
| 2 | 拠点機能発揮に向けた取組み提案 | 49 |
| | (1) 保健医療福祉サービスにおける関係機関のネットワークの拠点化 | |
| | (2) 多様な区民に配慮した健（検）診の実施 | |
| | (3) 区民一人ひとりに目を向けた健康増進と福祉の向上 | |
| | (4) 災害時における区の後方支援と専門機能の活用 | |
| | (5) 「がん相談」の充実 | |
| | (6) 地域に親しまれ活用される拠点づくり | |
| 3 | その他の関連事業の強化・拡充事業等について | 51 |
| | (1) 地域医療の後方支援等の充実 | |
| | (2) 障害者相談支援事業の充実（指定管理事業・区委託事業） | |
| | (3) 関係機関との密なる連携・協力の強化 | |
| 4 | 財団の基盤強化に向けた取組み | 54 |
| | (1) 人材育成の強化 | |
| | (2) 職員が働きやすい環境づくり | |
| | (3) 効果的なDXの推進 | |
| 5 | 今後の事業展開や改善の提案を具現化する上での課題 | 56 |
| | (1) 指定管理者制度運用のあり方 | |
| | (2) 人事面での課題 | |
| | (3) 区と財団の施策協議の場の設置 | |
| | (4) 遠方地域における活動の場の確保 | |
| | (5) 施設や財団の名称変更 | |
| | (6) その他の事業課題 | |

VII コンプライアンスの取組み

| | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 個人情報の保護 | 58 |
| | (1) 規則・要綱に基づく厳格な運用 | |
| | (2) 今後の取組み | |
| 2 | コンプライアンス全般の取組み | 59 |
| | (1) 法令遵守 | |
| | (2) ハラスメント防止・接遇の向上 | |
| | (3) 公益通報保護制度への対応 | |

| | | |
|-------|-------------------------------|----|
| 【別表1】 | 第5期指定管理期間の事業展開や改善に関する評価（個別評価） | 61 |
| 【別表2】 | 財団運営における重要な規程・規則等 | 69 |

I 法人の運営・理念・今後の基本方針

1 経営理念及び経営方針

公益財団法人世田谷区保健センター（以下「財団」という。）は、世田谷区（以下「区」という。）の「健康都市宣言」（昭和46年3月）を受け世田谷区立保健センター（以下「区立保健センター」という。）の運営実施主体として、区の全額出資により昭和51年10月に財団法人として設立されました。設立以来45年余にわたり「世田谷区民の健康の保持増進、また、心身に障害を有する区民の自立を図り、もって区民の福祉の向上に寄与する」（定款第3条）という設立目的の達成に向け、区民の健康保持増進に役立つ総合的な健康度測定、健康相談・指導及び教育、疾病予防に向けた検査・検診等の医療事業等の取り組みを通じ、区立保健センターの運営に携わるほか、平成12年度からは世田谷区立総合福祉センター（以下「区立総合福祉センター」という。）の運営も受託し障害のある区民に向けた相談支援事業等にも裾野を広げてまいりました。（現在は、平成31年の区立総合福祉センター廃止に伴い、一部事業を隣接する東京リハビリテーションセンター世田谷（以下「東京リハセンター」という。）に移管しています。）

平成23年には、より一層の公益性を発揮することを目的として、公益財団法人に移行し、令和2年4月には、区立保健センターが「うめとびあ」内の「世田谷区立保健医療福祉総合プラザ」（以下「総合プラザ」という。）へ移転するのに合わせ当財団も移転しました。

一方、同年初頭からまん延した新型コロナウイルス感染症の影響で、移転直後の約2～3ヶ月間、事業の休止（6月以降は、感染予防対策を講じ順次事業を再開）を余儀なくされるなど、財団運営にとって大きな痛手となりました。

しかしながらこのような状況の中、令和2年度末には、この間の社会経済状況の変化や区の新実施計画（後期）（平成30年度～令和3年度）における外郭団体改革基本方針を踏まえ、今後の中長期的な経営方針として「世田谷区保健センター第三次経営ビジョン」（令和3年度～令和7年度）及び自主事業である「健康教育」「各種検（健）診等の医療事業」などを対象とする「世田谷区保健センター財務改善計画」を策定するなど、コロナ禍におきましても引き続き財団の目的達成に向けて事業の充実に取り組みました。令和4年7月には、事業の受入数等をコロナ禍以前に戻すとともに、財団の「経営理念」「経営方針」を踏まえつつ、withコロナを見据えた新たな事業展開にも取り組むなど、区民福祉の一層の充実に努め現在に至っております。

経営理念

- 1 常に、世田谷区民の健康及び障害者福祉の確保・増進を先導する気概と叡智をもった財団を目指す。
- 2 常に、優れた指導理念と実効性に支えられたサービスを提供するとともに、区民の活動を全区的に支援し、財団の存立意義を高める。
- 3 常に、創意と工夫により自主財源の拡大と運営の効率化に努め、経営基盤の拡充整備を図る。

経営方針

- 1 事業活動を通じ、健康な地域社会の形成と区民福祉の向上に寄与する。
- 2 蓄積されたノウハウとマンパワーを活かし、時代の変化に対応したサービスを創造し区民に提供する。
- 3 区行政及び関係機関・団体と密接に連携し、効果的な事業展開をする。
- 4 合理的な経営により、経営基盤を確保する。

2 今後の財団経営の基本方針

当財団は、国の動向や区の様々な取り組みなど区立保健センターを取り巻く状況の変化等を踏まえつつ、区の外郭団体としての位置付けを受容し区立保健センターの指定管理者としての公益的な使命を果たすべく、区との協議や自らの提案にも真摯に向き合い、目標達成の実現に向け取り組んでまいりました。

この間、平成3年には「(公財)世田谷区保健センター 第三次経営ビジョン」及び「財務改善計画」(いずれも令和3年度～7年度の5ヶ年の計画期間)を策定し、財団経営の安定化や効率化等に取り組む基本となる経営方針とし、事業展開の方向性や人材育成、収益向上の取り組みなどを明らかにしながら、財団運営に努めることといたしました。

これまで培ってきた下地やこの間の取り組みを踏まえつつ、今後の財団の法人運営及び事業運営にあたっては、「区民の健康の保持増進と福祉の向上」という大命題の実現を常に追い求める必要があります。そのためには、「Withコロナ」の視点、変容したコミュニティへの対応、区が外郭団体に求める「公共的役割の向上」と「提案型職場風土の醸成」など、ともすれば受け身の事業展開・施設運営から、「直に区民と接する現場」からの提案を積極的に行う、いわば「攻めの外郭団体・施設運営」に舵を切りながら、区のパートナーとして密に連携しながら、施策の実現とサービス向上に努めていきます。

(1) めざす姿

当財団は、これまで培った高い専門スキルとノウハウ、それを支える豊富な人材を総合的に結集し（総合力）、区民の健康を守り創造する役割を果たすとともに、健康づくりや障害者（児）支援等に関する相談や支援、検査・健（検）診機関及び地域医療機関の後方支援としての医療事業などの実践を通じ、保健・医療・福祉の全区的拠点における中核的役割を担います。

(2) 5つの目標

当財団では、区の「外郭団体改革基本方針」が示す改革の取り組み項目を下地に、「区民の健康を守り創造する機能」「障害者の地域生活への移行・継続支援機能」「相談支援機能」を果たしていくための以下の5つの目標を定め、その達成に向け取り組んでいきます。

- I 健康増進・教育、健康情報発信及び健康診断の専門拠点機能の拡充
- II がん患者や家族等を支える中核的機能の充実
- III 地域医療の後方支援機能の強化
- IV 障害者に係る専門相談・乳幼児育成相談、及びこころの健康づくりに関する相談・支援の充実
- V 保健医療福祉の拠点機能の発揮と地域支援

(3) 経営改革を推進する5つの柱

区立保健センターの施設機能を支える財団の基盤強化（経営改革）に向けては、これまで培った当財団における事業展開のノウハウや専門性、新たな視点や民間企業ならではの発想等を駆使し、経営基盤の安定化や経営の効率化などをより一層進めていきます。

とりわけ、コロナ禍により厳しい財団運営を強いられた3年間に取崩した特定資産の整備（再取得）や区が進めているDXの取り組みを踏まえ、区民の利便性の向上と財団の基盤強化の観点から、積極的な各種のデジタル化と効率性の向上への取り組み及び効果的なSNSの活用を図ります。さらに、先駆的施策・事業を創出するための先見性や創造性に加え、区民福祉の向上を先導する気概と叡智を持てる人材の確保と育成、加えて区が求める「提案型の組織風土の醸成」にも取り組んでいきます。

具体的には、経営改革を推進する5つの柱に体系化し、財団の経営基盤の強化を図っています。

経営改革を推進する5つの柱

- ① 効率的で安定的な経営の実現
- ② コンプライアンスの推進
- ③ 区民サービスの質の向上
- ④ 良質な人材の確保・育成
- ⑤ 提案型組織風土の醸成

(4) 梅ヶ丘拠点での新たな機能発揮

令和2年4月に開設した「総合プラザ」の開設をもって、梅ヶ丘拠点施設の整備が完了しました。区立保健センターはその総合プラザ内に移転し、「区民の健康を守り創造する機能」「障害者の地域生活への移行・継続支援機能」「相談支援機能」などの中核的な役割を担うことが求められています。

移転とほぼ同時に発生したコロナ禍により、この間その役割は十分に果たせてこなかったものの、総合プラザ内の相互協力、民間施設棟である「東京リハセンター」との機能連携などを進めてきており、今後も「がん相談」「高次脳機能障害相談支援」「災害時の拠点機能」など、拠点としての役割と地域支援の視点をもって、梅ヶ丘拠点整備におけるソフトの肉付けを進めていく必要があります。財団としても、区立保健センターは、その中核機関として機能することが期待されていることを強く認識し、総合プラザ全体をリードする気概をもって新たな取り組みを進めていきます。

3 執行体制

(1) 評議員

評議員は財団の最高決議機関として、法令と定款に定める事項について決議するとともに、理事及び監事による財団運営が適正に行われているかを監視します。

- ① 理事及び監事の選任又は解任
- ② 理事及び監事の報酬等の額
- ③ 評議員に対する報酬等の支給の基準
- ④ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 残余財産の処分
- ⑦ 基本財産の処分又は除外の承認
- ⑧ その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(2) 役員

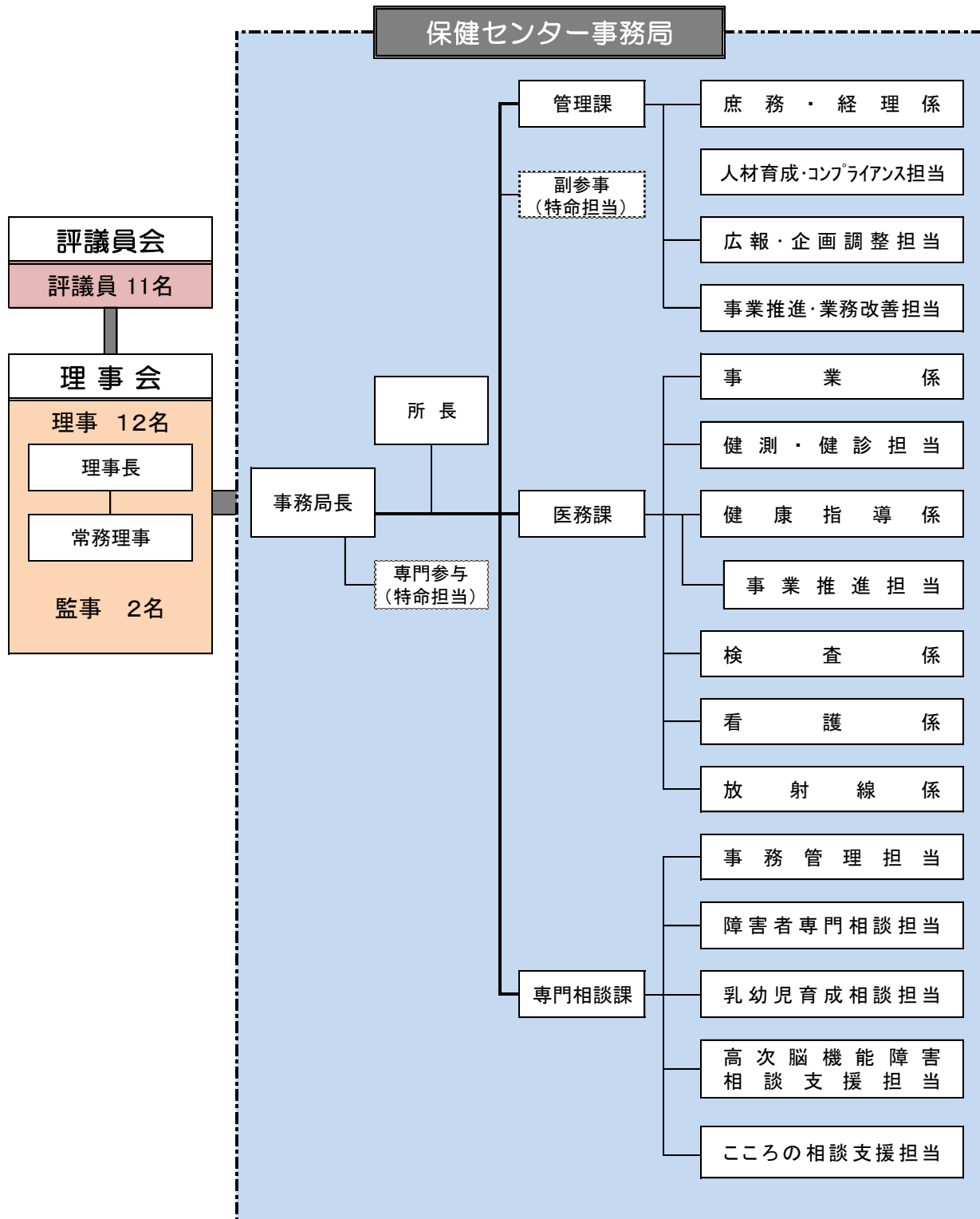
役員は理事及び監事で構成します。

理事は理事会を構成し、次の事項について執行します。

- ① 業務執行に関する決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 理事長及び常務理事の選定及び解職

監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成します。監事はいつでも理事又は使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができます。

(3) 組織 (令和5年4月1日現在)



(4) 職員配置 (令和5年4月1日現在)

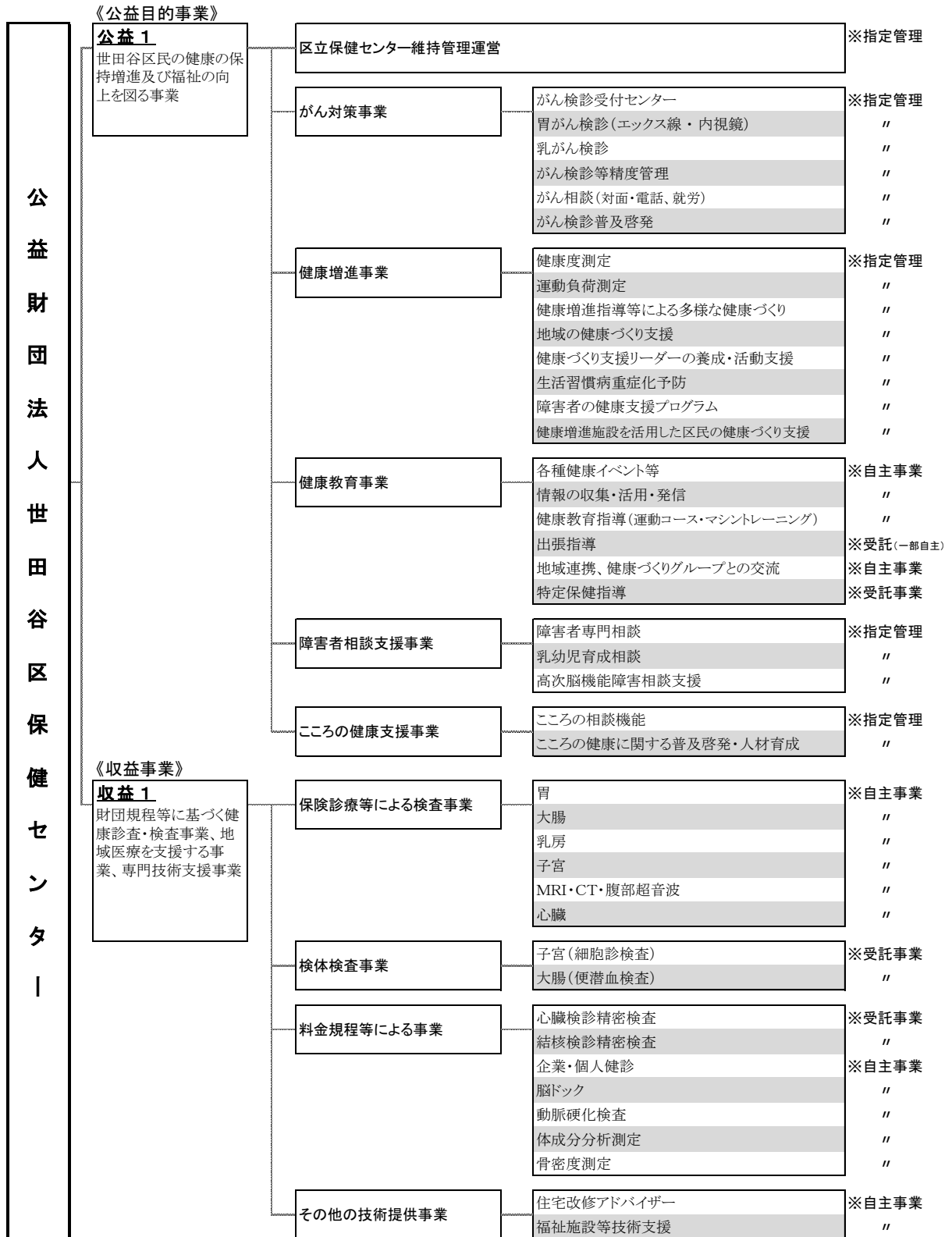
財団職員の配置状況は次のとおりです。

| 組織 職種 | 保健センター | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 合計 | | |
|----------|--------|----|------|---------|----------------|----------|----------|------|-----|---------|-------|-----|-----|------|--------|--------|-----------|-----------|---------------|-----|------------------|-------|
| | 事務局長 | 所長 | 管理課 | | | | | 医務課 | | | | | | | 専門相談課 | | | | | | 事務局副参事 (特命担当) | |
| | | | 管理課長 | 庶務・経理係長 | 人材育成コンプライアンス担当 | 広報企画調整担当 | 事業改善推進担当 | 医務課長 | 事業係 | 健測・健診担当 | 健康指導係 | 検査係 | 看護係 | 放射線係 | 専門相談課長 | 事務管理担当 | 障害者専門相談担当 | 乳幼児育成相談担当 | 高次脳機能障害相談支援担当 | | | 支障の相談 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務 | 1 | | [1] | 6 | 1 | 1 | 1 | 7 | | | | | | | 1 | 2 | | | | 2 | 23 (2) | |
| 医師 | | 1 | | | | | | | (5) | | (24) | | | | | | (10) | (6) | | | 1 (45) | |
| 診療放射線技師 | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | 7 (0) | |
| 臨床検査技師 | | | | (1) | | | | | 3 | | 4 | | | | | | | | | | 7 (1) | |
| 看護師 | | | | | | | | | 2 | | | 6 | | | | | (1) | | 1 | (1) | 9 (4) | |
| 栄養士 | | | | | | | | | | 2 | | | | | | | | | | | 2 (1) | |
| 運動指導員 | | | | | | | | 1 | | 10 | | | | | | | | | | | 11 (2) | |
| 自動車運転 | | | (1) | | | | | | | | | | | | | | | | | | (1) | |
| 福祉 | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 5 | 2 | (1) | 9 (2) | |
| 心理 | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | (3) | 1 (3) | |
| 理学療法士 | | | | | | | | | | | | | | | | | 4 | | 1 | | 5 (0) | |
| 作業療法士 | | | | | | | | | | | | | | | | | (1) | 2 | (1) | | 2 (2) | |
| 保健師 | | | | | | | | | 2 | | | | | | | | | | | | 2 (0) | |
| 言語聴覚士 | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | (2) | 1 (2) | |
| 視覚障害指導 | | | | | | | | | | | | | | | | | (1) | | | | (1) | |
| その他 | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 (1) | |
| 合計 | 1 | 1 | | 7 | 1 | 1 | 1 | 8 | 7 | 12 | 4 | 6 | 7 | 1 | 2 | 8 | 8 | 3 | | 2 | 81 (67) | |

1. 表中の〔 〕は事務局長の事務取扱で、合計欄では集計していない。
2. 表中の()内の数は、非常勤職員で外数である。
3. 常勤職員のうち3名は世田谷区からの派遣職員、3名は契約職員である。

Ⅱ 法人のこれまでの事業実績

1 財団事業体系図

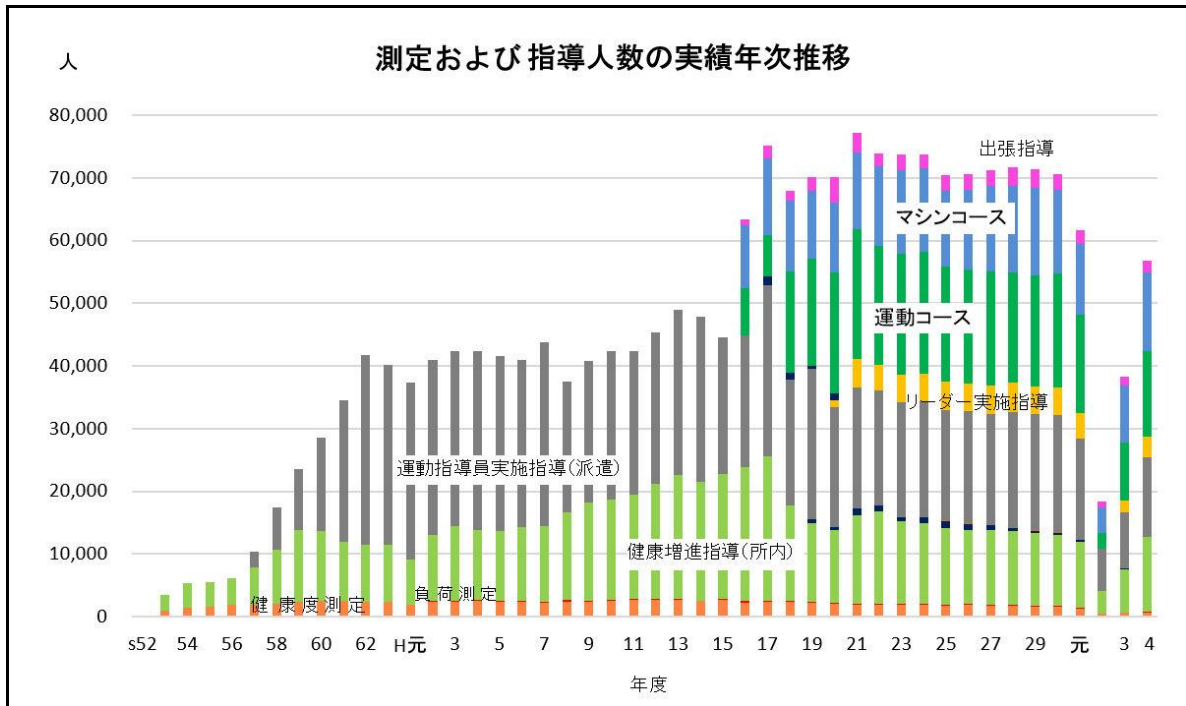


2 沿革

| | | | |
|----------|---|----------|---|
| 昭和47年 9月 | 世田谷区立保健センター設立委員会発足 | 平成21年 4月 | 区立保健センター及び区立総合福祉センターの指定管理者となる(平成21年度～23年度) |
| 昭和49年 6月 | 新築工事着手 | 平成22年 3月 | 保健センター玉川分室廃止 |
| 昭和51年 7月 | 新築工事竣工 | 平成23年 2月 | 公益法人制度改革に基づき公益財団法人世田谷区保健センターへ移行 |
| 昭和51年10月 | 財団法人世田谷区保健センター発足 | 平成23年 3月 | 保健センター経営ビジョン策定 |
| 昭和51年12月 | 「東京都世田谷区立保健センター条例」制定 世田谷区との「管理委託契約」を締結 | 平成24年 4月 | 区立保健センター及び区立総合福祉センターの指定管理者となる(平成24年度～28年度) |
| 昭和52年 9月 | 胃がん検診(エックス線)事業開始 | 平成25年 4月 | 当法人を構成員とする共同事業体が区立健康増進・交流施設(がやがや館)の指定管理者となる(平成25年～29年) |
| 昭和53年 3月 | 健康増進事業開始 | 平成26年10月 | がん相談コーナー開設 |
| 昭和53年 9月 | 医療機関からの受託検査事業開始 | 平成27年12月 | 保健センター第二次経営ビジョン策定 |
| 昭和57年 4月 | 運動指導員派遣事業開始 | 平成29年 4月 | 区立保健センター及び区立総合福祉センターの指定管理者となる(平成29年度～30年度) |
| 昭和58年10月 | 乳がん検診事業開始 | 平成29年10月 | 胃がん検診(内視鏡検診)開始 |
| 昭和59年 4月 | 子宮がん検診事業(細胞診検査)開始 | 平成31年 3月 | 区立総合福祉センター閉所 |
| 昭和60年 1月 | 保険指定医療機関となる | 平成31年 4月 | 区立保健センターの指定管理者となる(平成31年度～令和5年度) 区立総合福祉センターから移行した障害者専門相談等の実施 |
| 昭和60年 3月 | CT検査事業開始 | 令和 2年 4月 | 区立保健医療福祉総合プラザに移転 世田谷区がん検診受付センター設置 こころとからだの保健室「ポルタ」開設 こころの相談支援事業開始 |
| 昭和60年10月 | 大腸がん検診事業(便潜血検査)開始 | 令和 3年 3月 | 保健センター第三次経営ビジョン策定 保健センター財務改善計画策定 |
| 昭和61年 4月 | 循環器検査事業 (ホルター心電図・心臓超音波) 開始 | 令和 4年12月 | 財団ホームページリニューアル |
| 平成 2年 4月 | 健康増進リーダー養成事業開始 | | |
| 平成 3年 4月 | 健康情報誌「げんき人」発行開始 | | |
| 平成 5年 4月 | MR I 検査事業開始 | | |
| 平成12年 4月 | 保健センター玉川分室設置 区立総合福祉センターの管理運営を受託 | | |
| 平成15年 5月 | 脳ドック事業開始 | | |
| 平成16年 4月 | マシントレーニング事業開始 | | |
| 平成18年 4月 | 区立保健センター及び区立総合福祉センターの指定管理者となる(平成18年度～20年度) | | |

3 健康増進・教育事業及び健康診断の専門拠点機能

区民の健康の保持・増進を目的に、昭和52年度より健康増進事業を実施しています。「健康増進指導」「健康度測定」を順次開始し、その後段階的に事業を拡充しており、これまでに多くの区民が健康増進・教育等の事業を利用しています。



(1) 健康増進事業（指定管理事業）

指定管理事業である健康増進事業は、多様な健康づくりで健康の維持及び積極的増進を図るため、18歳以上の区民を対象に各種検査と専門職による指導を実施しています。

① 健康度測定・運動負荷測定・健康増進指導

健康度測定では、健診に加えて栄養・運動・休養の指導も含めた総合的な健康づくり支援を行っています。その他、運動負荷測定、健康増進指導等の実践指導を実施しています。

| 事業 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------|--------|-------|-------|--------|
| 健康度測定（人数） | 1,337 | 521 | 576 | 657 |
| 運動負荷測定（人数） | 128 | 32 | 47 | 60 |
| 健康増進指導（人数） | 10,402 | 3,477 | 6,917 | 11,887 |

② 地域の健康づくりとリーダー養成

地域に運動指導員を派遣する「実地指導」を通じ、地域の健康づくりの活動支援にも携わってきました。

また、体操指導を支援する区民ボランティアリーダーとして「せたがや元気

体操リーダー」を当財団が養成し、グループへの派遣調整を地域のNPO法人が行っており、その手法は、官民一体の「新しい公共」の実践例として、区以外の地域からも注目され評価されています。

| 事業 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------|--------|-------|-------|--------|
| 運動指導員実地指導（人数） | 16,123 | 6,705 | 8,978 | 12,689 |
| リーダー実地指導（回数） | 294 | 14 | 195 | 308 |

そのほか、中小企業の就労者を対象とした「職場のげんき力アッププログラム」や地域の多様な団体に対し健康づくり指導をする「地域健康出前講座」、高齢者クラブに出向き介護予防や高齢者の健康づくりを支援する「高齢者団体運動定着支援」など、地域に専門職が直接出向き、様々な手法により健康づくりの機会拡充に努めています。

③ 生活習慣病重症化予防への取組み

生活習慣病のリスクがある区民を対象に、区の国保年金課等と連携し重症化予防対策を展開しています。令和4年度は「派遣型集団指導」に加え、電話支援や動画配信など新型コロナウイルス感染症予防対策としての新たな生活様式に合わせた支援を行いました。

| 事業 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 派遣型集団指導（回数） | 12 | （中止） | （中止） | 6 |
| 個別指導（人数） | 0 | 2 | 8 | 9 |
| 電話支援（人数） | - | - | 10 | 10 |
| 動画配信（回数） | - | - | - | 477 |

（2）健康教育事業（自主事業）

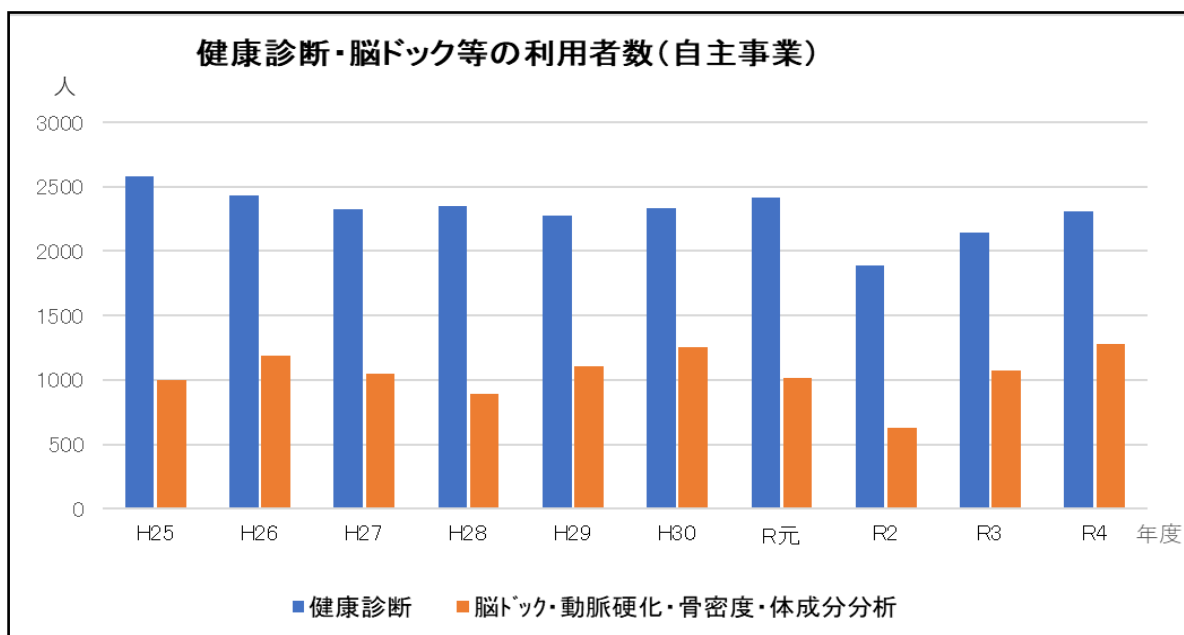
区民の健康づくり支援を目的に、継続的に運動を行う機会を提供するため、運動コース及び8種の筋力アップトレーニング機器を用いたマシントレーニングコースを、年間を通して開催しています。また、令和2年の総合プラザ移転を契機に障害者対応のトレーニング機器を導入し、車椅子利用の方など障害者を含めた多くの方が利用しています。

| 事業 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------|--------|-------|-------|--------|
| 運動コース（人数） | 15,721 | 2,414 | 9,201 | 13,737 |
| マシントレーニング（人数） | 11,305 | 4,146 | 9,181 | 12,459 |

(3) その他の検査事業（自主事業、区委託事業）

区立保健センターには、がん検診や保険診療事業等による検査のための医療機器を備えています。これらの機器を有効活用し、中小企業等の従業員や障害者施設利用者や、進学・就職等で診断書を必要とする個人の「健康診断」を行っています。さらに、こころの健康づくりの支援として簡易ストレスチェックも健康診断時に無料で実施しています。その他に「脳ドック」や生活習慣改善のアドバイスを行う「動脈硬化検査」、「骨密度測定」等、区民の健康づくりに寄与できる検査を提供しています。

| 事業 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|
| 健康診断（人数） | 2,418 | 1,889 | 2,145 | 2,308 |
| 脳ドック（人数） | 148 | 103 | 155 | 173 |
| 動脈硬化検査（人数） | 492 | 200 | 385 | 484 |
| 骨密度測定（人数） | 265 | 176 | 308 | 404 |



4 がん対策を支える中核的機能

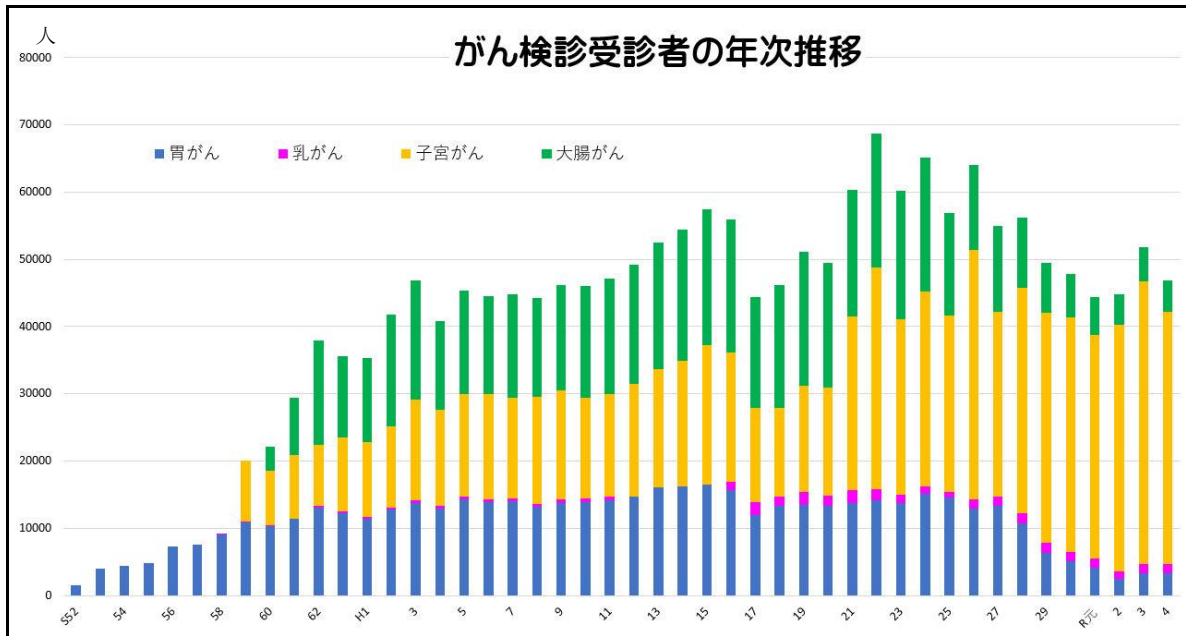
(1) 世田谷区がん検診受付センター（指定管理事業）

区が実施するがん検診等の受診を希望する区民の申込みや問合せの総合窓口として、令和2年度より胃がん検診（エックス線・内視鏡）、乳・大腸・子宮・肺・前立腺の各がん検診やB型・C型肝炎ウイルス検診、胃がんリスク(ABC)検査の申込受付及び受診票発券等を行っています。

| 事業 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------------|-------|--------|--------|--------|
| がん検診受付センター（件数） | - | 36,612 | 45,418 | 44,849 |

(2) がん検診事業（指定管理事業、区委託事業）

区立保健センターでは昭和 52 年の開設と同時に、胃がん検診（エックス線検診）を開始しました。その後、乳がん検診、子宮がん検診（細胞診検査）、大腸がん検診（便潜血検査）と事業を拡充し多くの検査を実施しています。



※「胃がん」はエックス線検診と内視鏡検診の合計数、「子宮がん」は頸部がん検診と体部がん検診の合計数で記載する。なお「乳がん」の平成 11 年度までは視触診後の二次検査検診となる。

① 胃がん検診

エックス線撮影による胃がん検診は、40 歳以上の区民（1 年に 1 回）を対象に、施設内及びデジタル撮影システムの検診車でを行っています。

内視鏡による胃がん検診は、50 歳以上の区民（2 年に 1 回）を対象に、区立保健センターも区の指定医療機関（区内約 90 機関）のひとつとして検査を実施するとともに、世田谷区胃内視鏡検診運営委員会の事務局支援を行っています。

| 事業 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|
| 胃がんエックス線検診（人数） | 4,308 | 2,289 | 3,175 | 3,105 |
| 胃がん内視鏡検診（人数） | 155 | 144 | 147 | 169 |

② 乳がん検診

乳がん検診（視触診及びマンモグラフィ）は、40 歳以上の女性区民（2 年に 1 回）を対象に、地域の指定医療機関で行っており、区立保健センターも指定医療機関のひとつとして検査を実施しています。また地域医療機関の後方支援として、指定医療機関で視触診を受けた後にマンモグラフィのみを撮影する場合の 2 通りの方法で実施しています。

| 事業 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| マンモグラフィ（人数） | 225 | 159 | 122 | 106 |
| 視触診・マンモグラフィ（人数） | 1,093 | 1,009 | 1,226 | 1,251 |

③ 検体検査（大腸がん検診・子宮がん検診）

区と委託契約（単価契約）を締結し、子宮がん検診及び大腸がん検診の検体検査事業を実施しています。大腸（便潜血検査）の実績は、地域の医療機関において特定健診・長寿健診と便潜血検査との同時受診が可能となっているため、近年当財団での受診は減少傾向にあります。

子宮がん検診は、頸部細胞診検査の精度をより高めるために「ベセスダシステム※」を導入しています。

※世界標準の新報告様式で統一された用語と指導指針を用い、精度の高い検査が可能となる検査システム。

| 事業 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| 大腸便潜血検査（件数） | 5,704 | 4,558 | 5,174 | 4,645 |
| 子宮細胞診検査（件数） | 33,203 | 36,674 | 42,043 | 37,548 |

（3）がん検診の精度維持・向上と精度管理（指定管理事業）

当財団では、がん検診での有効な検査を安定的かつ継続的に提供するために、乳がん検診では日本乳がん検診精度管理中央機構、子宮がん検診等の細胞診検査業務では日本臨床細胞学会によるそれぞれの施設認定を受けるなど、検査・診断精度の維持・向上に日々努めています。

また、区が世田谷区・玉川両医師会に委託するがん検診も含めた区の対策型がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳の5がん）全ての精度管理を受託しています。令和5年度からは、医療機関ごとのプロセス指標値の集計体制を整えたことにより、各検診機関へ継続的にプロセス指標値をフィードバックできるようになり、検診精度の向上等への活用が可能となりました。

（4）がん相談（指定管理事業）

「がん相談」は、がん患者とその家族のつらい気持ちや困りごとを専門の相談員がうかがい、一緒に考え安心して療養するための支援をします。

「対面相談」「電話相談」「就労相談」を行っており、相談者の利便性を考慮し、地域での出張相談やオンラインでの相談にも対応しています。「対面相談」はがん患者や家族の方を対象に専門の看護師が、「電話相談」には専門の看護師及びがん体験者が、「就労相談」ではがん患者の方が仕事を続けるうえで抱える悩みに看護師・社会保険労務士が対応しています。

また「がん情報コーナー」では、がんに関する書籍の閲覧、各種関連事業のチラシや資料等の提供のほか、がんに関する様々な相談に専門スタッフが随時対応し、必要に応じ対面相談などを紹介しています。

5 地域医療の後方支援機能としての保険診療事業（自主事業）

クリニック等の地域医療機関の支援のため、医療機関からの依頼にもとづき、保険診療による各種精密検査を実施しています。精密検査は高い医療水準が必要となるため、大学病院等からの専門医を配置し、安全で信頼性の高い検査を提供しています。

| 事業 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|
| 内視鏡検査（件数） | 959 | 614 | 806 | 756 |
| 超音波検査（件数） | 599 | 508 | 708 | 704 |
| M R I 検査（件数） | 1,436 | 1,390 | 1,660 | 1,623 |
| C T 検査（件数） | 1,539 | 1,290 | 1,511 | 1,466 |

※内視鏡検査は、保険診療で実施した胃内視鏡と大腸内視鏡の合計数

※超音波検査は、保険診療で実施した腹部・心臓・乳房の各超音波検査の合計数

6 障害者相談支援事業 ※平成30年度まで区立総合福祉センター事業

（1）梅ヶ丘拠点整備プランによる取組み

財団では、区の計画に基づく保健医療福祉の大きな事業である梅ヶ丘拠点整備推進のため、区立総合福祉センターの指定管理者として「梅ヶ丘拠点整備事業に伴う世田谷区立保健センター事業実施方針(平成30年3月)」や「世田谷区立総合福祉センター個別事業移行計画(平成30年3月)」に基づき職員が一丸となって取り組んできました。

① 東京リハセンターへの事業の引継ぎ

区立総合福祉センターは、梅ヶ丘拠点整備事業に伴い平成30年度で廃止され、障害者相談支援事業は区立保健センターへ、訓練・療育事業等は東京リハセンターに移行しました。財団では、移行先の法人職員を出向職員として受け入れ訓練・療育事業等の円滑な引継ぎとノウハウの継承に取り組みました。

② 事業移行計画見直しによる取組み

「世田谷区立総合福祉センター個別事業移行計画」の一部見直しでは、知的障害者小グループ評価「りすた」や高次脳機能障害者職業評価「コンパス」等の事業実施を提案し、移行後の事業の充実に取り組みました。

③ 暫定施設での事業実施

障害者相談支援事業は、総合プラザ建設工事が1年延び、総合福祉センターが平成30年度で廃止されたため、令和元年度は区梅ヶ丘分庁舎を暫定施設として限られたスペースを工夫して事業を実施しました。

④ 総合プラザ移転後の取組み

令和2年度の総合プラザ移転後は、新型コロナウイルス感染症の流行という厳しい状況に見舞われましたが、施設の役割を踏まえ感染予防対策を徹底し事業休止は最小限にとどめ事業を実施しました。また、新規事業の実施や複合施設となった利点を生かして連携事業も行いました。

(2) 障害者専門相談（指定管理事業）

① 総合福祉センターから移行した主な事業

区民や関係機関からの障害に関する様々な相談に対して、専門医による医療相談や専門職による相談・評価を行い、適切な支援の検討や助言、障害に関する情報の提供・制度の紹介・関係機関との連絡調整等を行っています。

また、区内の障害者施設に専門職を派遣し、施設職員等に対して支援技術向上のための指導助言を行っています。

| 事業 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 電話・来所相談（件数） | 1,514 | 1,129 | 1,360 | 1,539 |
| 専門医相談（件数） | 192 | 168 | 176 | 198 |
| 専門職相談・評価等（件数） | 300 | 332 | 327 | 552 |
| 補装具・シーティング・福祉用具・聴覚相談（件数） | 999 | 833 | 892 | 1,023 |
| 障害者施設等技術支援（件数） | 301 | 260 | 349 | 374 |

② 総合プラザ移転後に開始した事業

令和2年度から、個別相談ではわからない集団への適応評価を行い適切な支援につなげる知的障害者支援小グループ評価「りすた」や、脳血管障害等による中途障害者を対象にプレステップサポート事業として健康管理や運動適性等の助言を行い社会参加につなげています。

| 事業 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 知的障害者支援小グループ評価「りすた」（件数） | - | 64 | 47 | 85 |
| （実人数） | - | 2 | 3 | 14 |
| プレステップサポート（件数） | - | 37 | 37 | 27 |
| （実人数） | - | 9 | 9 | 17 |

③ 「うめとぴあ」内各事業所との主な連携事業

令和2年度から光明学園の保護者の要望を聞き、総合プラザ、福祉用具業者、福祉人材育成・研修センターと連携し、「福祉用具展示相談会」を行っています。

令和3年度からは総合プラザと連携し、区民の障害理解の一環として点字の入門講座「点字カフェ」を行っています。

(3) 乳幼児育成相談（指定管理事業）

専門医・専門職による質の高い専門評価をもとに、東京リハセンターの児童発達支援事業所など適切な支援先につないでいます。評価結果によっては、集団評価（親子支援グループ）として子どもの集団活動と保護者教室を並行して行っています。

また、専門職が、区健康づくり課乳幼児健診後のフォローグループ（親子支援グループぽんぽんキッズ）を訪問し、運動や言葉の発達について助言等を行っています。

| 事業 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 発達・発育に関する相談・評価 ・支援事業 (件数) | 847 | 708 | 884 | 937 |
| 親子支援グループ〔集団評価〕 (家族数) | 87 | 106 | 67 | 61 |
| 乳幼児健診後のフォローグループ 等への専門職派遣 (件数) | 117 | 50 | 53 | 68 |

(4) 高次脳機能障害相談支援（指定管理事業）

① 総合福祉センターから移行した主な事業

疾病や事故などにより脳に損傷を受け、脳損傷を起因とする生活上の困難さを生じる高次脳機能障害がある方を対象に、専門医、専門職により総合的な評価を行い、リハビリテーションや生活改善についての専門的な助言や通所施設見学、相談終了後のフォローなどの支援を行っています。

また、支援者養成では「高次脳機能障害者ガイドヘルパー養成講座（移動支援従事者）」、失語症会話パートナー養成講座（ボランティア）を行っています。

失語症がある方には、平成30年度から会話パートナー等の支援を受けながら会話を楽しむ場として失語症サロンを行っています。

| 事業 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| 専門相談・評価 (件数) | 823 | 218 | 324 | 491 |
| (実人数) | 189 | 45 | 50 | 53 |

※元年度は東京リハセンターへ訓練が移った方からの相談が多くありました。

| | | |
|-----------------|--------------|--------|
| 高次脳機能障害者ガイドヘルパー | 平成19年度～令和4年度 | 延べ298人 |
| 失語症会話パートナー | 平成17年度～令和4年度 | 延べ175人 |

② 総合プラザ移転後に開始した事業

令和2年度から就労又は復職希望のある高次脳機能障害の方を対象に、自己認識を深め、自分に適した進路等を見極める小グループ職業評価プログラム「コンパス」を週3日の頻度で4か月程度実施しています。

また、区の「高次脳機能障害者の相談支援体制等に関する調査研究」（令和3

年度)に基づき、区立保健センター相談窓口の区民周知強化、あんしんすこやかセンター等支援者への事業周知の強化、5 地域ごとの事例検討による研修会を行っています。

| 事業 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 高次脳機能障害者職業評価 「コンパス」 (件数) | - | 196 | 166 | 192 |
| (実人数) | - | 5 | 6 | 7 |

(5) 拠点施設東京リハセンターとの連携 (指定管理事業)

梅ヶ丘拠点施設として、東京リハセンターとは密接に連携をしています。

知的障害者や視力障害者等の支援や乳幼児の支援については、定期的に連絡会を開催し、事業の各種調整や情報交換をしています。

高次脳機能障害者への支援では、東京リハセンター利用者の区立保健センター専門医相談利用や相談会への参加、財団職員の東京リハセンター支援会議等への参加等、随時連携して取り組んでいます。

(6) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 (区受託事業)

平成 28・29 年度に厚生労働省のモデル事業「失語症者向け意思疎通支援者養成講座」を実施しました。モデル事業を基に平成 30 年度に都道府県が開始した支援者養成講座修了者を活用し、令和 2 年度より区からの受託事業として失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を行っています。

平成 30 年度から開始した失語症サロン(指定管理事業)を派遣希望者と意思疎通支援者のマッチングの場とし、総合プラザに加え、令和 3 年度から玉川地域、烏山地域でも開催しています。

| 事業 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 失語症者向け意思疎通 支援者派遣 (件数) | - | 7 | 15 | 20 |

7 こころの健康づくりに関する相談・支援

(1) こころの相談 (指定管理事業)

区役所が閉庁している時間帯に、気軽にこころの健康に関して相談できる窓口として、電話相談を実施しています。令和 4 年 9 月から平日を 1 日増やして週 5 日(月・火・水・木・土)とし、平日は 17～22 時、土曜及び祝日にあたる平日は 14～20 時に対応しており、相談は精神保健福祉士等による専門相談と障害当事者によるピア相談の時間帯を設けています。

また、ピア相談員の養成講座を 2 年単位で行い、こころの健康づくりを支える人材を養成しています。

| 事業 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|
| こころの電話相談（件数） | - | 2,522 | 2,521 | 3,331 |

（2）こころの健康に関する普及啓発（指定管理事業）

令和3年度から、こころの健康に関する区民への普及啓発事業として様々なテーマによる講演会を開催しています。新型コロナウイルス感染症の流行の際は、オンラインによる開催とし、中止することなく実施しました。

テーマは、「統合失調症」、「ストレス時代のこころの整え方」、「子どもの心を育てるコーチング」、「思春期の子どもの理解と関わり方」、「スマホ・ゲーム依存」、「薬物依存症」、「摂食障害」、「睡眠とこころの病気」など、区民ニーズを把握しながら設定しています。

（3）人材育成（指定管理事業）

令和4年度から、家庭や地域などで身近な方の自殺のリスクにつながる悩みに気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげる「ゲートキーパー」の講座を行っています。

| | | |
|----------------|------|--------|
| ゲートキーパー講座(全2回) | 参加人数 | 延べ119人 |
|----------------|------|--------|

8 保健医療福祉の拠点機能の発揮と地域支援

（1）情報の発信（自主事業）

① 健康データの活用

毎年、健康度測定データから得た知見に基づくまとめとして、区民向け健康づくり啓発リーフレットを作成しています。また、健康教室の事業評価を継続的に行い、指導に関わるノウハウの向上を図ってきました。さらに、その成果や知見は事業概要への掲載や健康情報紙「げんき人」などを利用して区民にも発信してきました。

② 健康情報の発信

健康情報紙「げんき人」は、新聞折込みにより区内全域に配布したほか、区施設等の窓口を通じて区民に配布しています。

また、財団のホームページでは健康づくり情報を提供するとともに、健(検)診、講座の募集案内、がん相談、障害や乳幼児の育成相談の情報なども掲載しています。令和4年度に全面リニューアルを行い、利用者により見やすく情報が探しやすいものへと刷新しました。スマートフォン対応やユニバーサルデザインに基づいたサイトデザイン、障害者閲覧支援ツール等も備えたことで、これまで以上に利用しやすいホームページとなっています。

そのほか、区のおしらせ「せたがや」とともにツイッターを活用した情報発

信も行い、より幅広く財団事業の情報を提供しています。

さらに「エフエム世田谷」の媒体を利用して、より多くの区民の方々に区立保健センターの事業を知っていただくよう努めています。

(2) 他団体との連携及び拠点連携イベント（自主事業・指定管理事業）

当財団では、大学や医療機関との連携も進めています。区民向け講習会の企画協力や健康度測定データの集計・分析結果の監修のほか、専門人材育成のための実習受入れ（管理栄養学科や看護学部、体育学部など）でも複数の大学と連携しています。また、国立がん研究センターやがん診療連携拠点病院等の地域医療連携室の協力のもと、がん相談業務従事者の研修を開催しています。

今後も引き続き、健康情報の有効活用と発信の強化、職員のスキルアップをめざし大学等との幅広い連携を図っていきます。

また、保健医療福祉の拠点施設における主な連携イベントとして、財団では以下の事業に参加しています。

| | |
|--------------------------------|--|
| うめとびあフェスタ (自主事業) | ○「うめとびあ」内の全事業者が合同で、「来て！見て！知って！楽しいUMETOPIA」のテーマのもと、施設周知イベントを開催 |
| 福祉用具展示相談会 (指定管理事業) | ○日々進化している福祉用具を「見て、触れて、操作体験できる」イベント (総合プラザ、世田谷区福祉人材育成・研修センターとの連携) |
| ランともプラス RUN伴十せたがや (自主事業) | ○認知症の当事者やその家族・支援者・地域住民と一緒にタスキをつなぎ走るイベント (世田谷区認知症在宅生活サポートセンターとの連携) |

なお、外部関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会）との連携事業では、令和元年度まで多くの区民に対する保健・医療に関する啓発活動を展開してきましたが、令和2年度以降はコロナ禍により各種イベントの開催を見合わせています。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症のまん延は、移転後の財団運営にも大きな影響を及ぼしました。その中で、令和2年4月から8月にかけて、世田谷区と地区医師会が設置したPCR検査センターに看護師、診療放射線技師を派遣し、受診者の動線やエリアの区分設定、スタッフの予防策を徹底するほか、感染が疑わしい区民の迅速CT検査に対応するなど、その運営に積極的に協力しました。

また、令和3年9月から令和4年5月の間には(公財)世田谷区産業振興公社

と協働で、区内中小企業の従業員やその家族を対象に新型コロナワクチン職域接種を3回実施しました。

さらに、区が実施する新型コロナワクチンの住民接種においては、障害者の接種にあたり、当財団の専門職を配置する等の協力体制を取りました。

9 前回の提案内容等の取組みの成果等について

(1) 提案した企画（事業）の状況

① 基本的な考え方

平成30年6月、当財団では区立保健センターの第5期指定管理者（平成31年度～令和5年度）の選定にあたり、「事業計画書」を作成し申請いたしました。その中では、目前に迫る総合プラザへの移転を視野に、「保健・医療・福祉の拠点としての新たな区立保健センターの役割と将来への抱負」として、区民が、健康・福祉について「気づき、学び、実践する」ため、区民の背中を押してあげられるような区立保健センターをめざすとともに、エリア全体が保健・医療・福祉の拠点となるよう、次の3つの視点を踏まえ「今後の事業展開や改善の提案」を行っています。

- 関係機関、団体等と築いてきたネットワークと財団が有する多種多様な職種、人材を基礎に、区が設置するエリア内の「運営連絡会」などを通して、連携に向けた各施設への働きかけやまとめ役を積極的に果たす。
- エリア自体を魅力あるものにするため、民間企業・団体、NPO、地元町会・商店会等とタイアップした事業展開を連絡会などで提案する。
- 施設に足を運べない区民に配慮し、事業の地域展開を積極的に推進する。

(2) 第5期指定管理期間中の成果

総合プラザへの移転に際しては、地域医療の後方支援としての各種検査を休止せずできたこと、障害者福祉の相談サービス等も滞りなく継続することができ、計画に基づき円滑に進めることができたと考えております。

また、総合プラザへの移転を含む第5期指定管理期間においては、移転当初から新型コロナウイルス感染症のまん延により多くの事業の休止等を余儀なくされたものの、「がん検診受付センター」（令和2年度）や「がんところの健康に関する情報コーナー」の開設（令和2年度）、及び「平日夜間、休日のところの電話相談窓口」の開設（令和2年度）のほか、障害者施設（生活介護通所施設）利用者の健診受入れ（令和3年度・4年度）を行いました。

さらに、東京リハセンターとの連携による総合福祉センター事業の円滑な移行、総合プラザ指定管理者等との連携事業の実現のほか、うめとぴあ全体の認知度向上や地域とのつながりを促進する「うめとぴあフェスタ」（令和5年度）開催など、関係団体や地域との連携強化を具体的に進めることができました。加えて、ホームページの全面リニューアル（令和4年度）など財団の基盤整備も実現しました。

（3）第5期指定管理期間の事業展開や改善の提案に関する自己評価の実施

令和2年4月、区立保健センターが総合プラザへ移転するのに合わせ当財団も移転しましたが、令和2年初頭からの新型コロナウイルス感染症のまん延及び同年4月の「緊急事態宣言」を受け、多くの事業を約2～3ヶ月間休止するなど、移転後の財団運営は大きな影響を受けました。同年6月以降は、感染予防対策を講じ順次事業を再開し、令和3年度には大幅な事業休止をするには至らず事業実績が一定程度回復いたしました。さらに、令和4年7月には、多くの事業の定員をコロナ禍前の状況に戻し事業の回復に努め、コロナ禍前（令和元年度当時）の実績まで回復いたしました。

その一方で、3年に渡るコロナ禍の貴重な経験を活かし、Withコロナを見据えた事業運営を基本とし、新たな事業展開にも取り組むなど区民福祉の一層の充実に努めてきました。

第5期指定管理期間の5年間における「事業展開や改善の提案」を振り返るとともに、Withコロナを見据えた新たな事業展開なども踏まえた自己評価を行いました。

（4）評 価

① 総合評価

総合プラザへの円滑な移転とその後の新規・拡充事業の実施、「うめとぴあ」内各事業者との連携・協力関係の構築、地域へ出向いての積極的な事業展開などは、コロナ禍の中にあつての大きな成果と捉えています。

また、健康教室・運動コースの自動券売機の導入、20年ぶりのホームページの全面リニューアル、動画の活用など新たな事業手法の実施などの基盤の強化や事業手法の工夫などの点も含め、第5期指定管理期間における3つの柱について一定の成果をあげられたものと考えています。

② 個別評価

添付の別表1のとおり

③ 今後の課題

- 新型コロナウイルス感染症のまん延により落ち込んだ事業実績の回復、休止した事業の再開に加え、受診控え等により利用数が低下傾向にある地域の医療機関への精密検査利用促進PRの再開
- 事業実績が想定を下回った「健康増進事業」の実績向上、平日夜間・休日「こころの電話相談」の事業評価とこころの健康づくり支援の今後の取り組みの方向性、高次脳機能障害者支援拠点機能の明確化
- 子宮がん検診細胞診の液状化検体導入、がん検診精度管理データに基づく機能向上の提案、がん相談の体制強化と対応能力の向上
- 「うめとぴあフェスタ」など様々な地域との連携機会等を通じた、総合プラザ及び区立保健センターの認知度向上の取り組み
- 事務事業の効率化に向けた基盤整備の強化（収納金キャッシュレス化、人事・勤怠・給与・財務システムの一元化、インボイス制度のシステム対応ほか）

④ 選定委員会審査委員からの意見・要望への対応

区立保健センターの現在（第5期）の指定管理者選定において、審査委員から選定における評価状況のほか、今後に向けた意見等も複数いただきました。それらの内容についての対応状況は、以下のとおりです。

| 各委員からのご意見 | 対応状況 | 備考 |
|---|---|---|
| <p>○ 「保健センター職員と総合福祉センター職員の意識の共有を一層図りたい」という回答があり、保健・医療・福祉連携の拠点施設としての機能を発揮することが期待できる。</p> | <p>○ 運動指導員等による介護予防筋力アップ教室、介護予防普及啓発講座(※1)へ専門相談課の理学療法士、言語聴覚士が協力体制を組み事業を実施。</p> <p>○ 専門相談課のプレステップサポート事業(※2)に医務課の管理栄養士が協力しているほか、障害者施設利用者健診(※3)では理学療法士が協力し、障害者の健康づくりプログラム(※4)においても理学療法士が協力するなど、保健医療部門と福祉部門が協力体制を組み事業を実施しており、拠点施設の機能を高めた業務運営に努めている。</p> | <p>※1 受託事業</p> <p>※2 指定管理事業</p> <p>※3 自主事業</p> <p>※4 指定管理事業</p> |

| 各委員からのご意見 | 対応状況 | 備考 |
|---|---|---|
| <p>○ 障害者や高齢者対応のノウハウが培われており、今後さらに専門性を高めて欲しい。</p> | <p>○ 障害者の健康づくり 総合プラザへの移転後、障害者を対象とした運動教室(※5)やマシントレーニング(※6)を実施した。運動教室では、運営スタッフに理学療法士が加わり、様々な障害種別に個別に対応した指導を行っている。 また、マシントレーニングでは、障害者対応の機種を導入し、複数の障害者に利用されている。</p> <p>○ 障害者の健康診断 健康診断(※7)では、知的障害者や精神障害者を受け入れてきたが、令和3年度から生活介護通所施設利用者の健診を開始した。さらに、令和5年度から「健康度測定」(※8)に「障害者コース」を設けることを区へ提案している。</p> | <p>※5 指定管理事業</p> <p>※6 自主事業</p> <p>※7 自主事業</p> <p>※8 指定管理事業</p> |
| <p>○ 障害者雇用について、職員全体に対して専門職が占める割合が高く、雇用確保の難しさはあるかと思うが、積極的な確保の取り組みが必要である。</p> | <p>○ 平成30年度まで法定雇用率を満たしていなかったが、その後雇用にも努め、令和元年度以降雇用率は充足している。</p> <p>平成30年度 【法定雇用率2.2%、実雇用率1.00%】 必要数2.21人 障害者数1.0人(不足1)</p> <p>令和元年度 【法定雇用率2.2%、実雇用率2.25%】 必要数1.96人 障害者数2.0人(充足)</p> <p>令和2年度 【法定雇用率2.2%、実雇用率2.37%】 必要数1.86人 障害者数2.0人(充足)</p> <p>令和3年度 【法定雇用率2.3%、実雇用率2.37%】 必要数1.94人 障害者数2.0人(充足)</p> <p>令和4年度 【法定雇用率2.3%、実雇用率4.14%】 必要数1.94人 雇用者数3.5人(充足)</p> | |

Ⅲ 法人の運営（経営）の現状と見通し

1 決算状況

当財団は、公益財団として法人活動の7割以上を「公益目的事業」が占めており、「収支相償」という会計基準から、費用を上回る収益をあげることはできません。また、「公益目的事業」を補完する「収益事業」も、事業全体の一部に制限されています。そのため、公益法人の運営においては、毎年度黒字決算とはならないため、中長期的な収支の均衡が求められることになります。さらに、単年度収支においても大幅な黒字決算は想定できないことから、財団の安定経営に向けては、一定の財源を確保しておくことが不可欠といえます。

しかし、現在の指定管理期間においては、総合福祉センターの廃止、『うめとぴあ』への移転、さらに新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業休止など、これまでにはない様々な対応に迫られ、「経営安定積立金」の一部を取崩しつつ法人運営を行ってきました。現在 With コロナへと舵を切りつつある中、「財務改善計画」（令和3年度～令和7年度）に基づき、積立金の積戻しに向けて正味財産の拡大に努めているところです。

○決算状況の推移

| 年度 | 区分 | 法人全体（※1） | 公益目的事業 | 収益事業 |
|-------------------|---------|----------------|--------------|--------------|
| 令和 4年度 (※2) | 経常収益計 | 1,283,531,149円 | 901,781,126円 | 369,464,915円 |
| | 経常費用計 | 1,278,849,689円 | 915,692,460円 | 347,032,652円 |
| | 当期経常増減額 | 4,681,460円 | △13,911,334円 | 22,432,263円 |
| 令和 3年度 | 経常収益計 | 1,269,487,453円 | 873,343,281円 | 383,989,090円 |
| | 経常費用計 | 1,261,775,757円 | 895,117,803円 | 351,234,902円 |
| | 当期経常増減額 | 7,711,696円 | △21,774,522円 | 32,754,188円 |
| 令和 2年度 | 経常収益計 | 1,193,755,601円 | 886,508,163円 | 293,796,287円 |
| | 経常費用計 | 1,204,497,780円 | 904,200,105円 | 287,238,742円 |
| | 当期経常増減額 | △10,742,179円 | △17,691,942円 | 6,557,545円 |
| 令和 元年度 | 経常収益計 | 1,200,647,702円 | 904,172,091円 | 284,634,617円 |
| | 経常費用計 | 1,186,020,842円 | 919,405,785円 | 245,668,094円 |
| | 当期経常増減額 | 14,626,860円 | △15,233,694円 | 38,966,523円 |

※1 表中の金額は公益目的事業会計、収益事業会計、法人会計の合計

※2 令和4年度の決算状況は、評議員会における決算承認前のため見込金額

2 今後の見通し

今後の財団経営にあたっては、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ事業実績の回復を最優先課題として取り組んでいきます。その際、従来の手法に固執することなく、新たな生活様式への対応、保健医療福祉の拠点における役割の発揮などの視点で事業のあり方を点検しながら、既存事業の着実な実施と新たな事業の構築により、財団の設立目的を果たしていきます。

さらに、財団の基盤強化策として、自主事業利用拡大の働きかけ、財団の生命線である人材の育成強化、効率的な業務運営を支える各種IT化推進にも力を注いでいきます。とりわけ、人材育成については「(公財)世田谷区保健センター 人事制度・人材育成方針」を策定(8月目途)し、昇任選考制度の見直し、研修制度の充実などに加え、60歳定年退職後も安心して働き続けることができる環境整備にも取り組んでいきます。

なお、「事業の組み立て」「収支見通し」等については、以下のとおりです。

(1) 事業の組み立て

財団の設立目的である「区民の健康の保持増進や障害を有する区民の自立を図り区民福祉の向上に寄与する」ことはもとより、区立保健センターの指定管理者として受託した事業を着実に実施するとともに、区民ニーズを踏まえた自主事業の積極的な展開を通じ財源を確保し、効率的な運営により一層の経営基盤の強化を図っていきます。

さらにこれまで培ってきた指定管理者としてのノウハウや経験をもとに、引き続き区民に親しまれる区立施設をめざすとともに、令和6年度からの次期指定管理者としての期待に応えるため、既存事業の実施方法の点検や新たな事業の構築にも積極的に取り組んでいきます。同時に、区が策定準備を進めている「(仮称)外郭団体将来ビジョン」等を踏まえ、外郭団体としての使命も果たしていきます。

(2) 運営の効率化と環境配慮

医薬品や検査消耗品などの集中購入と適切な在庫管理、事務用品の計画的購入、SDGsの取り組みとして印刷機の適正使用や両面コピー、裏紙使用の徹底、休憩時間の事務室消灯、業務時間外の共用スペースの減灯・冷暖房オフなど電力消費量の削減にも取り組み、経費と資源の削減に努めていきます。

また、法人運営における基盤整備として、近い将来に想定される公益法人会計基準の見直しに向け、対応可能な財務会計システムへの更新、さらには給与・人事・勤怠管理システムの導入と情報共有の一本化など、効率性を高める運用をめざします。

(3) 収支見通し

これまでの決算状況をみれば赤字決算の年度もあり、黒字決算額も年度により数十万円～数百万円の幅があり、引き続き収益拡大が重要となります。一方で、毎年度3,000万円前後を財団が負担してきた「退職給付引当金」が、令和5年度から指定管理料に加えられたため、財団の負担が大幅に減ることになりました。事業回復に伴う費用拡大や物価高騰への対応なども考慮しながら、コロナ禍からの回復に伴う増収分と合わせこれらの財源を生かし、環境整備が遅れている給与・人事・勤怠システム、財団内のコミュニケーションネットワーク（イントラネット）システムの整備経費を捻出していきます。

さらに、令和3年度に取り崩した「経営安定積立金」の積戻し、及び人材育成にも積極的に活用していきます。

IV 事業の運営方針

1 財団を取り巻く状況の変化

(1) 国の動向

国は「健康日本 21（第一次）（平成 12～22 年度）」の策定をもって国民主体の健康づくりを総合的に推進しています。令和 4 年 10 月に公表された「健康日本 21（第二次）最終評価報告書」では、これまでの 20 年間の評価等が示され、令和 5 年には次期プランを公表するとしています。また、令和 5 年 3 月には、「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服をめざす」ことを全体目標とする「第 4 期がん対策基本計画」が閣議決定されました。

一方、平成 25 年に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改められるほか、障害児支援の強化として令和 3 年に「医療的ケア児支援法」が施行されました。また、都道府県の「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」により、高次脳機能障害者への専門的な相談支援関係機関との連携や調整等の普及事業が進められています。

精神障害者の地域生活への移行促進をめざす「精神保健福祉法」の平成 26 年の大幅な改正に続き、平成 29 年度には誰もが地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができる包括的支援として「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進・支援事業」を立ち上げ、都道府県等に財政補助や技術的支援等を行っています。令和 4 年には精神障害者の権利擁護を図ることの明確化や精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制を整備するため「精神保健福祉法」の一部が改正されました。

(2) 区の実組み

① 区の総合的な取組みの動向

平成 26 年に区は「世田谷区基本計画（以下「基本計画」という。）」の中の「外郭団体改革基本方針」で、団体が取り組むべき改革の方向性を示しています。現在、令和 6 年度の次期基本計画策定に併せ、外郭団体が自主自立を進め、提案型の活発な風土を醸成しつつ公益的な使命を果たし続けられるよう、今後 8 年間にわたる新たな方針策定に着手しています。

また、同じく平成 26 年度から向こう 10 年の地域福祉の推進を図るため策定した「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」の次期計画策定に向け、うめとびあにおける今後の先駆的取り組み等について協議などが進められています。さらに、平成 3 年度から導入した、5 地域・28 地区での区民に身近な行政を行う「地域行政制度」を改革するため、令和 4 年 10 月 1 日に「世田谷区地域行政推進条例」を施行しました。

② 区健康づくり施策の動向

区は、平成 18 年に健康づくりを総合的かつ計画的に実施するため「世田谷区健康づくり推進条例」を施行しました。「区民が生涯にわたり健やかでこころ豊かに暮らすことができる地域社会の実現」を基本理念に、平成 29 年 3 月に策定した「健康せたがやプラン（第二次）後期（平成 29～令和 3 年度、後に 2 年延長し令和 5 年度まで）」では、区民一人ひとりが何かひとつ健康に良いことを生活の中に取り組み健康づくり運動として「健康せたがやプラス 1」を掲げ、区・区民・地域団体そして関係機関が協働した多様な健康づくりの取り組みを展開しています。

また、平成 27 年 4 月には、「がんを知り、がんと上手に向き合い、がんになっても安心して暮らせる地域社会の実現」をめざし「世田谷区がん対策推進条例」を施行し、翌平成 28 年には、「世田谷区がん対策推進計画」（以下「がん対策計画」という。）を策定し、新たな検診手法の導入や相談体制の整備など、がん対策の充実を図っています。

さらに、法改正により令和 10 年には区の総合的な自殺対策計画として「世田谷区自殺対策基本方針」を策定しました。

現在、令和 6 年度から開始する次期総合保健計画「健康せたがやプラン（第三次）」の策定に向け準備を進めています。（また次期がん対策計画についても次期総合保健計画へ包含する方向性で検討が進められています。）

③ 区の障害福祉施策の動向

区は、「せたがやノーマライゼーションプラン（世田谷区障害施策推進計画）」（令和 3 年度～令和 5 年度）により、障害に関する施策を総合的・計画的に推進するとともに、施策の方向性や障害福祉サービスのサービス量等を定め取り組んでいます。また、多くの区民が互いの多様性を尊重し、異なる価値観を認め合い、共に暮らし続けることができる地域共生社会を実現するため、令和 5 年 1 月には、「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」を施行しました。

さらに、区は精神障害者等への支援の取り組みの一つとして、平成 25 年に障害者本人等の地域生活の実現を支援する地域障害者相談支援センター「ぼーと」を設置しました。平成 30 年からは国の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」を活用し、令和元年度以降、「多職種チームによる訪問支援事業」、「長期入院患者の病院訪問事業」や財団の「夜間・休日等のこころの電話相談」など様々な事業を展開するほか、精神障害者ピアサポート活動にも取り組んでいます。

(3) 財団の動き

当財団が平成 12 年から運営していた区立総合福祉センターは、梅ヶ丘拠点整備事業により平成 30 年度末で廃止され、令和元年度から「障害者相談支援事業」は区立保健センター事業へ、「訓練・療育事業等」は東京リハセンターへ移行され、相談から訓練までの一体的な運営から拠点施設の連携による事業運営となりました。

また、当財団が三軒茶屋で運営していた区立保健センターも、梅ヶ丘拠点整備事業により開設した総合プラザに移転し、令和 2 年度から「障害者相談支援事業」と新規事業である「こころの健康支援事業」が加わった新たな区立保健センターとしてスタートしました。

(4) 向こう 10 年を見据えた事業創出の 5 つの視点

財団では、向こう 10 年を見据え以下の 5 つの視点に基づき新たな施策・事業の創造に取り組みます。

- 区民一人ひとりに目を向けた健康の保持増進と福祉の向上
- With コロナも見据えた新たな発想と時代を先取りした先駆的施策・事業の創出
- 保健医療福祉の拠点機能としての地域・地区との連携・協働の推進と拡充
- 公益財団法人としての信頼と専門性の総合力を活かした事業の展開
- 区民に信頼される安全で安心な施設環境の整備

2 受託事業について

(1) 施設・設備等の維持管理運営

① 医療業務の管理

医療業務については、指定管理及び自主事業ともに、適正かつ安全で安心な事業運営に努めていきます。

ア 経験豊富な医療スタッフの配置

いずれの事業においても、認定資格等を有する経験豊富な専門医療スタッフを配置し、医療業務に従事するとともに精度管理の向上を常にめざします。また、医療管理者（所長）のもと、専門医師等による安全かつ的確な診断業務に努めていきます。

イ 安全管理の徹底

医療事故等の発生を防止するため、財団内に「医療等安全管理委員会」を設置し、医療等安全マニュアルを備えるなど安全管理の徹底を継続します。

また、医療業務におけるヒヤリハットを報告し各部署にフィードバックする「インシデント・アクシデント報告」を標準化し、継続することでヒューマンエラー等による医療事故の予防に努めていきます。

② 利用者の受付・案内

利用者の受付等については、総合プラザ 2 階に「総合受付」及び「専門相談課受付」を設置し集中管理するとともに、専門スタッフを配置しています。また、令和 2 年に「世田谷区がん検診受付センター」を開設し、専門オペレーターを配置することで、丁寧でわかりやすい案内に努めています。

案内表示や各検査室表示などについては、ユニバーサルデザインを取り入れ、利用者の施設内の移動等がスムーズにできるよう配慮しています。

さらに、以下の対応等により利用者の利便性の向上に努めます。

ア 利便性の向上

総合受付では、健康増進等の事業毎に受付時間をずらすことで混雑を避けるとともに待ち時間のないように工夫しています。総合プラザ移転後には、健康増進指導やマシンコース等において、利用者自身で手続きができる自動支払機、専用予約機を導入することで利便性を高めています。

さらに、各種の精密検査や脳ドックなどの支払いでキャッシュレス決済が使えるよう準備を進めており、今後も多くの区民が利用する様々な事業ごとに利用しやすい受付等の体制を整えていきます。

イ 利用者に寄り添う丁寧な案内の実現

受付等の職員も気配りを忘れず、戸惑っている様子がみえる利用者への声掛け、あるいは気軽に声をかけていただけるような接遇をめざします。

③ 貸付物品の維持管理（登録・返納等）

医療機器等の区の貸付物品の備品（以下「備品」という。）の維持管理について、これまで同様に以下のとおり適正な管理に努めるほか、備品の品質・精度を維持するため、計画的な更新に努めます。

ア 備品台帳管理

備品の管理を適正に行うため、区の備品台帳を財団のフロア別に組み直した財団独自の管理台帳を作成し、年に 1 回、区所管の担当者立ち会いのもと、全備品の棚卸（確認）を行っており、引き続き適正管理に努めます。（なお、備品の転貸しや用途外の使用はしていません。）

イ 備品の計画的な更新

総合プラザへの移転を契機に、数多くの備品が更新されましたが、反面、複数の備品の更新時期が重複することが課題です。そのため、令和4年度に備品の品質・制度の維持を計画的に更新するためのリストを作成し、今後の区との備品更新等の協議に活用します。

④ 関係機関との連絡調整

財団は、以下のチャンネルを通じ、区を始め様々な関係機関と連携を図り、区民の健康保持増進や心身に障害を有する区民の自立を図るなどの目標達成に向けた協議等を進めています。今後も、これら連携を維持・継続し、新たな施策・事業の創出に努めていきます。

ア 区関係機関との協議について

これまで同様、区との保健衛生（世田谷区健康づくり推進委員会、世田谷区がん対策推進委員会ほか）や障害福祉（世田谷区自立支援協議会本会、精神障害者等支援連絡協議会ほか）の会議体に財団の幹部等が構成員として積極的に参加し新たな施策等の創出に取り組むほか、一部会議体の共同事務局の役割を担っていきます。

イ 地域、地区との連携

これまで、検診車の派遣による「胃がん検診」については、各地区のまちづくりセンター及び町会・自治会と、「がん相談」では区立図書館やあんしんすこやかセンターと、「健康増進事業」では地域の保健福祉センター（健康づくり課）や社会福祉協議会の各地域事務所と積極的に連携しています。今後もそれぞれの事業ごとに地域や地区の関係機関との協議の機会を継続し、連携の維持に努めます。

ウ 医療事業に関する協議について

理事長の諮問機関として、財団の医療事業を円滑に運営することを目的に「医療事業運営委員会」を設置しています。財団の所長を委員長に、区関係者、地区医師会及び財団管理職を構成員として、今後も地区医師会及び開業医等との連携を深め、地域医療の後方支援としての各種精密検査等の利用の促進等、医療事業の充実について協議を進めます。

エ 障害者相談支援事業に関する連携について

区立保健センター障害者相談支援事業では、区の保健医療福祉の拠点施設、専門医・専門職を有する専門相談機関として、区民からの相談に対して、区の関係部署や東京リハセンター、発達障害相談・療育センター「げんき」、地域障害者相談支援センター「ぽーと」ほか、様々な関係機関と連携し対応していきます。

オ 総合プラザの協働に関する協議について

「うめとぴあ」内の各施設とは「うめとぴあ運営協議会」のほか、「UMETOP IA通信」の編集や事業連携会議を通じ様々な協力体制を構築しつつ、福祉用具展示会やカフェを活用した障害者相談支援の事業を具現化したほか、「うめとぴあフェスタ」を含むイベント等の事業展開や災害対策の対応等で密接な連携を図っています。今後もこれらの協議の場を通じ、施設相互や「うめとぴあ」全体の効果的な事業連携や情報発信に積極的に寄与していきます。

⑤ 施設の管理運営に係る調査等への回答

毎月の指定管理の報告は、区との協定書で定めた「職員配置状況報告書」「管理業務完了報告書」及び、各業務細目仕様書に定める事業実績報告書を期日までに所管の保健福祉政策部保健医療福祉推進課まで報告します。

また、事故及び苦情申し出があった際は、適切な対応を行い、その内容を区に書面により速やかに報告します。

さらに、年度協定の協定期間の終了時には、基本協定に定める業務執行に関する事業報告書を区が指定する期限までに提出します。

⑥ 庶務

人事・給与・財務等の事務は、各種法令及び財団の規程・規則等に基づき、適切に処理します。当財団の規程・規則等は、財団ホームページで公開しています。

⑦ 経理（財産記録管理、施設・エリアの維持管理）

公益法人としての会計基準に従い区分経理を行うと同時に、公益目的事業比率や収支相償などの要件を満たし、適正な経理事務に努めるとともに、監事による監査（期中監査・決算監査）はもとより公認会計士による毎月の会計指導、税理士による税務指導という細部にわたる十分なチェックを行います。

現在当財団は区からの出捐金として基本財産 4 億円のほか、4 億 3,671 万円の特定期資産を有しています（令和 5 年 3 月 31 日現在）。

| | |
|----------|--------------|
| 退職給付積立資金 | 3 億 6,271 万円 |
| 事故対策積立金 | 1,000 万円 |
| 経営安定積立金 | 5,000 万円 |
| 事業推進積立金 | 1,400 万円 |

いずれも国債・地方債などの有価証券（満期保有）並びに経営状態の良好な銀行等の定期預金にて安定した資金運用に努め、基本財産台帳等で管理します。

また、当財団は土地・建物の所有はありませんが、高度医療機器等をリース資産として保有しており、リース会計に則り管理するとともに、棚卸資産については、資産物品取扱要綱に従い在庫管理等を実施していきます。

⑧ 運動指導室の貸出

「世田谷区立保健センター条例」に基づき、区民の健康の保持増進を図る一環として、業務に使用しない夜間や休日の時間帯に、健康増進を目的とする団体に運動指導室を貸し出します。

貸出しにあたっては、主に平日夜間と休館日（土・日）の貸し出しとなるため、総合プラザ指定管理者と密に連携し、適切な貸出業務と利用者の利便性の向上に努めます。

⑨ その他全体運営に関する事務

東日本大震災以降の電力不足の対応を教訓として、業務時間外の事務室の消灯や空調温度の最適化など光熱水費の削減に努めます。

また、総合プラザの案内表示板以外にも利用者にわかりやすい部屋の案内表示の工夫など施設利用者へのきめ細かいサービスを提供します。

施設内では利用可能な車椅子を複数台用意するほか、受付等で利用者が座って記入することができる記載台の設置など、高齢者などの生活機能の変化に合わせた施設の環境づくりを行っていきます。

(2) 医療事業の施行に必要な事務

① 検診・検査システムの維持管理

このシステムは財団のがん検診の予約から検診結果処理、精密検査、追跡調査、顧客管理、受診勧奨、統計調査などの医療部門のみならず、専門相談課の利用者管理も行う業務基幹システムです。各医療現場でのシステム（内視鏡、乳房撮影装置、超音波装置、CT・MRI画像装置等）とも連動し、情報伝達を共有するなど業務上不可欠なシステムであることから、医務課事業係が中心となり、円滑な運用のために機器の整備や情報の適切な管理にあたります。

② 医療系廃棄物の処理

各種の医療現場で生じる医療廃棄物については、専門の処理業者へ委託し、適切に処理します。使用済み注射針などの感染性廃棄物は、廃棄物の性状に応じた容器に梱包・密閉し、決められた場所で回収まで保管します。また、病理検査室で使用する有機溶剤のキシレン（毒劇法により医薬用外劇物に指定）は都知事の許可を受けた廃棄物処理業者が回収し廃棄を行います。

③ その他医療事業の施行に必要な事務

財団は医療業務の実施にあたり、保健所へ「診療所」の届け出を行っていません。医療管理者の交代やエックス線撮影装置の更新を行う場合は、所定の届出を遅滞なく行います。また、胃部、胸部、乳房のエックス線撮影装置及びCT撮影装置を設置していることから、放射線管理区域の線量測定を年2回実施す

るとともに、従事職員の個人放射線被ばく線量測定も法令に準拠し実施いたします。また、病理検査室においては、特定化学物質であるホルムアルデヒド等の作業環境測定を年2回実施します。

放射線管理区域立ち入る職員及び特定化学物質を取り扱う職員には、法令に示された基準に基づき特殊健康診断を6月以内ごとに実施しています。

(3) 施設及び設備、物品の維持管理に関する事務

① 日常の点検、修繕対応

施設設備の点検等については、総合プラザ指定管理者が専門業者に委託し、行います。財団では、職員が定期的に事業で使用する施設設備の点検を行い、不具合箇所を発見した場合には、総合プラザ指定管理者へ連絡し、当財団及び総合プラザ指定管理者双方の確認のうえ、修繕が必要な場合は総合プラザ指定管理者へ修理を依頼するなど、適切な維持管理を行います。

また、東日本大震災以降の安定的な電力供給が確保できない節電計画や空調温度の最適化など光熱水費の削減に努め、さらに施設表示に関してはユニバーサルデザインの視点で見やすい表示を心掛けます。

その他には施設利用者等に使用していただけるよう、手指消毒薬の設置やノロウイルス等の発生に備えて吐物処理キットの各フロアへの配置と定期的な点検を行い、産業医・衛生管理者の指示のもと必要に応じた施設の維持管理に努めます。

② 美観及び保全のための清掃

施設の日常清掃、定期清掃などは、総合プラザ指定管理者の委託業者が行っています。財団では、共用部分の館内掲示物の管理を徹底し、掲示日といつまで掲示するのかを表記し、不要な掲示物の放置を防ぎ、またラミネート加工などで劣化対策を講じ建物の美観に努めています。

また事務室では、終業時はデスク上に書類等を置かないようルール化し、放置による紛失防止や仕事の効率化を図るとともに、医療救護本部が設置される災害時においても即時の対応が取れるように配慮します。

さらに、来館時の手指消毒の準備など新型コロナウイルス感染症への対策も継続し、必要に応じて設備・物品等の消毒を行います。

③ その他物品の適切な維持管理に必要な保守

高度医療機器等は故障時に修理費用が高額となる場合もあるため、フルメンテナンส์契約の保守を締結するなどの対応を行います。その他機器等管理物品についても業務上の支障がでないよう即時に修理対応を依頼し、維持管理に努めます。

(4) 健康度測定、運動負荷測定、健康増進指導等による多様な健康づくり

① 健康度測定

区民のこころと体の健康づくりと生活習慣病の予防を目的に、一般的な健診項目に加えて、体成分分析測定・負荷心電図・呼吸機能検査・眼底検査・生活状況調査・体力測定と、これらの結果に基づいた栄養・運動・休養の個別アドバイスを実施します。個々の方に合わせた健康づくり支援が的確に行えるよう、各専門職が長年積み重ねてきたノウハウを最大限に生かし実施していきます。また、様々な研修にも積極的に参加しスキルアップにも常に努めていきます。

② 運動負荷測定

トレッドミル(※)による運動負荷測定は、安静時心電図では見つけにくい狭心症などの虚血性心疾患や不整脈などの診断を行うことを目的に実施しています。

医師の処方に基づき、その方に合った安全で効果的な運動強度を自転車エルゴメーターで体験できる「運動処方」を同日に実施しており、専門職の連携により総合力を発揮し安全かつ質の高いアドバイスが行えるよう取り組んでいきます。

※ベルトコンベヤーの上を走りながら心電図や血圧計で状態をモニターすることにより運動負荷機能をはかる検査器具

③ 健康増進指導

健康寿命の延伸にもつながる健康づくりの機会を提供するため、「健康づくりのための身体活動指針(厚生労働省)」などの医学的根拠に基づく実践指導を提供します。また、身近で手軽に取り組める体験型の短期講座から持続的な支援と効果を検証する実践学習まで、運動・栄養・休養の指導内容をバランス良く取り入れることで、多種多様なニーズに対応した安全で効果的な講座・教室を運営していきます。

(5) 生活習慣病重症化予防

区と連携し対象者を抽出し勧奨を行い、より効果的な集団指導及び個別指導を提供していきます。さらに、区民が健康づくりに関心を持ち正しい知識を習得するために、重症化予防の情報をWeb動画等で発信し、合併症の発症や症状進展などの重症化予防対策を推進していきます。

(6) 障害者の健康づくり

障害の有無に関わらず、区民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、障害の状況に合わせた健康づくりプログラムを提供していきます。また、運動指導員のほか、管理栄養士、看護師、理学療法士をスタッフに配置し、それぞれの障害特性に合わせた個別的な指導に対応していきます。

(7) 地域での健康づくり支援

① 専門職員派遣による地域の健康づくり支援

各総合支所保健福祉センター健康づくり課、社会福祉協議会、まちづくりセンターなどと連携し、健康づくり事業を全区で展開していきます。様々な対象者に焦点をあてながら、地域の健康づくりの拠点づくり機能を果たしていきます。健康づくり活動を積極的に実践している団体に対しては、運動指導員を地域に派遣し、運動の実地指導による活動支援を行います。

② 健康づくり支援リーダーの養成・活動支援

運動指導員に代わって地域で体操指導などを行う健康づくり支援リーダーを養成し、健康づくり支援の強化を図っていきます。また、養成したリーダーに対しては計画的に研修と交流の機会を設け、リーダーのスキル維持・向上を目指します。

③ 地域団体活動支援

地域で活動する団体に対して、健康づくり活動の普及を図るため、運動指導員、管理栄養士などの専門職員を団体へ派遣します。測定や講話、実技指導など団体のニーズに合わせたプログラムを提供することで健康づくりへの様々な取り組みの体験機会を提供していきます。また、地域で区民が団体を発足させようとする時の活動支援も広く展開していきます。

(8) がん患者や家族等を支える中核的機能の確立

① 胃がん検診

胃がんエックス線検診を、施設内及び検診車による巡回検診により行います。巡回検診では、区民の利便性を図るため区のまちづくりセンターや町会・自治会等と調整を行い、多くの検診場所を確保することで受診機会を増やすとともに、事業の周知、個別受診勧奨の強化等により受診者数の向上に努めていきます。

胃がん内視鏡検診については施設内検診として実施し、専用受診日を設け検診から結果説明までを丁寧に行っていきます。さらに、国のガイドラインに則った検診を行うために、区が設置した「世田谷区胃内視鏡検診運営委員会」に当財団からも委員を選出するとともに同委員会の事務局支援にも携わり、安全かつ正確な検診に取り組んでいきます。

② 乳がん検診

区の指定医療機関として、視触診とマンモグラフィの同時検査とマンモグラフィのみの検査を女性医師及び女性技師が対応し実施します。

区立保健センターで受診した方には、次回検診時期に合わせて検診案内を郵送し、検診の啓発及び受診勧奨に努めていきます。

③ がん検診精度管理

区の対策型がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳の5種のがん検診）と胃がんABC検査の精密検査結果の把握や精密検査未受診者への受診勧奨を行うなど精度管理に積極的に取り組んでいます。

また、そのデータをもとに医療機関ごとのプロセス指標値の集計や医療機関に対してフィードバックを行い、精密検査未把握率の減少と検診精度の向上に取り組んでいきます。

④ 世田谷区がん検診受付センター管理運営

区で行っている対策型がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳の5種のがん検診）と区独自の検診である前立腺がん、B型C型肝炎検査、胃がんリスク(ABC)検査の申込受付及び受診票発送、電子申請のシステム運用を担います。また、区立保健センターで実施する胃がんエックス線検診（検診車による地域での実施を含む）の日程・会場予約にも対応します。

⑤ がん相談、がん情報コーナー管理運営

がん相談事業では、「電話相談」のほか「対面相談」「就労相談」について「出張相談」「オンライン相談」を取入れるなど、身近なところで相談ができる機会を増やす相談体制の拡充を図っていきます。相談内容は、がんに関するつらい気持ちや困りごとのほか、主治医との関係や経済的不安など多岐にわたるため、信頼性の高い情報の提供が必要とされます。そのため、経験豊富な看護師、がん体験者、社会保険労務士を相談員として配置し、きめ細かな対応を行っていきます。さらに、相談にあたるスタッフの知識や技術力の維持・向上を図るため、従事者研修会や事例検討会を実施し、質の高いサービスの提供に努めます。

「がん情報コーナー」では、区民利用タブレットの設置やがんに関する書籍の入替えを随時行い、正しい情報の収集・提供を行うとともに、予約不要で区民の相談に随時対応します。今後、アピアランスケア等の展示も予定し、相談の幅を広げていきます。

（9）こころとからだの保健室「ポルタ」の管理運営

こころの健康やがんに関する書籍、相談機関、市民講座、講演会などの情報収集を行い、区民が様々な情報を入手できる保健室としての機能を維持するとともに、区民が自由に使えるタブレット端末を配置するなど、気軽に利用しやすい環境づくりを心がけた運営を行っていきます。

また、情報を得るために来た区民の初期相談（一次相談）においては、ポルタ内の相談室（大小2つ）を利用し、プライバシーに十分配慮して対応いたします。

(10) こころの健康支援事業

区の「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築」の一環として、財団では総合プラザへの移転を機にこころの健康づくりの拠点として、「夜間・休日等こころの電話相談」や「区民に対する精神障害や精神疾患の普及啓発・理解促進のための講演会」等を行っています。

今後も効果的な相談支援に向けて電話相談員のスキルアップに努めるとともに、区民ニーズに基づくテーマを設定し精神障害等の普及啓発・理解促進につながる講演会等を行っていきます。さらに、講演会等は対象者やテーマによってオンラインによる開催をするなど、開催方法にも工夫を凝らしながら効果的な事業運営を行います。

(11) 障害者専門相談、乳幼児育成相談及び高次脳機能障害者相談支援

当財団は、専門医、様々な専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師、視覚障害指導、保育士、看護師、社会福祉士等）の力を結集し、これまで蓄積してきたノウハウを活用して、障害者(児)専門相談等の効率的・効果的な事業運営を行います。また、東京リハセンターとは拠点施設としての連携を主導するとともに、拠点施設として関係機関との連携・後方支援に努め、障害者(児)相談事業等を運営していきます。

事業の充実に向けては、障害者や乳幼児、その家族のニーズと社会状況の変化、法改正、「せたがやノーマライゼーションプラン」、「世田谷区子ども計画」等による区の施策に対応した事業運営を行うとともに、先進的取り組みを提案していきます。

3 財団の運営に関する事務

財団においては、法人法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律）、認定法（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律）等の公益法人制度関係法令にしたがい、財団の定款に基づく理事会及び評議員会をそれぞれ年3～4回開催しています。財団の運営に必要な事案を決議するとともに、そこで承認された事業計画・収支予算や、決算（事業報告及び計算書類）等を、遅滞なく公益認定を受けている東京都へ報告するなど、適正な法人運営に努めています。

また、定款のほか財団で定めた組織、人事、給与、財務等に関する様々な規程・規則・要綱に基づき、適正な財団運営を実施します。

4 施設や設備、物品の維持管理について

施設については、日常の点検のほか年間で実施している消火設備点検など、維持管理を担う総合プラザ指定管理者と連絡を密にして、遺漏のないよう調整しています。

また財団の保有設備では、医療用エックス線装置基準に基づく放射線管理区域の線量測定など、医療法施行規則や薬機法（旧薬事法）に基づく適正な設備や装置の維持管理を行うとともに、MRI、CT、内視鏡等の高度医療機器を万全な状態で使用するための保守点検も定期的にも実施していきます。

5 事業の効率的な実施について

（1）人員配置（質の高い専門チームを構成）

財団が担う業務内容は、健康診断、各種精密検査、がん検診、障害者（児）に係る相談など、行政サービスの中でも極めて高い専門性が求められています。これらの業務を適正に遂行するため、医療・福祉の専門職を配置し、関連する専門職がチームを組んで対応します。

（2）外部委託

施設維持管理業務等の外部委託業務については、節目ごとに入札やプロポーザル方式により事業者の選定をしていきます。また、各医療機器のメンテナンス保守等においても、可能な限りプロポーザル方式を取り入れた事業者選定により、高いサービス水準と低コストを実現するための努力を続けていきます。

なお、外部委託業者には報告書やチェックシートの提出を義務付け履行確認をするとともに、定期的な意見交換や必要な指導を行い、品質管理を確かなものとしていきます。

6 人材育成と人事管理

財団の事業は、これまで培ってきた実践のノウハウと高度な専門技術により支えられています。こうした専門性を維持・向上させることは、区民の健康の保持・増進や専門性のある相談業務、施設の公共的役割を担う上で不可欠なことから、新たな「人事制度・人材育成方針」を策定し（令和5年8月予定）、人材の育成と組織体制の強化に努めます。

7 資格・認証制度等の取得について

(1) 多職種による専門性の高い事業運営

財団では、様々な職種の専門職スタッフを多数雇用し、専門性の高い総合的なサービスを提供します。

- ① **がん対策ほか医療（検査）事業に携わる専門職種**
医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師
- ② **健康増進事業、健康教育事業等に携わる専門職種**
医師、保健師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士、運動指導員
- ③ **障害者相談支援事業等に携わる専門職種**
医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師、社会福祉士、保育士、視覚障害指導
- ④ **こころの相談支援事業（指定管理）の専門職種**
看護師、精神保健福祉士

(2) 認証制度の資格取得

財団では、様々な事業で各専門職が認証制度における資格を取得するほか、財団の運営に必要な施設自体の認証制度における資格を取得し、専門性の高い良質なサービスを提供してきます。

- ① **職員の認証制度の資格取得について**
 - ア **運動指導**
健康運動指導士（健康・体力づくり事業財団認定）
 - イ **乳がん検診**
マンモグラフィ撮影認定技師（日本乳がん検診精度管理中央機構認定）
 - ウ **胃がん検診**
胃がん検診専門技師（日本消化器がん検診学会認定）
 - エ **子宮がん細胞診検査**
細胞検査士（日本臨床細胞学会認定）
 - オ **超音波検査**
超音波検査士（日本超音波医学会認定）
 - カ **胃内視鏡検査**
消化器内視鏡技師（日本消化器内視鏡学会認定）
 - キ **健康度測定・運動負荷測定**
認定心電検査技師（日本臨床衛生検査技師会認定）

② 施設認定の取得・維持について

ア 乳がん検診（マンモグラフィ検査）施設

マンモグラフィ施設画像評価認定施設（日本乳がん検診精度管理中央機構）

イ 子宮等の細胞診検査施設

日本臨床細胞学会認定施設（日本臨床細胞学会）

8 利用者の安全確保（事故防止、危機管理体制 等）

財団では、利用者の安全確保を第一に、以下の対応を図りに万全を期していきます。

（1）安全管理及び危機管理等の体制構築

財団内に以下の安全管理及び危機管理等の体制を構築し、利用者の安全確保に万全を期します。

① 衛生委員会

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第18条の規定に基づき、職場における職員等の安全と健康を確保し、快適な職場環境を保持するために「衛生委員会」を設置し、産業医、衛生管理者が職場巡視を行い、事故等防止対策マニュアルの整備など、事故防止を含む安全衛生の改善のため必要な措置を講じていきます。

② 医療事業等事故対策委員会

事故又は事の発生を防止し、事件の適切な処理を図るために「医療事業等事故対策委員会」を設置し、事故の原因調査、再発防止、医療機関への報告などを審議して、再発防止に努めていきます。

③ 医療等安全管理委員会

安心・安全かつ高度な医療事業等を提供するうえで、利用者及び職員に対する安全管理の徹底・向上が重要であり、そのための体制整備、管理状態の確認、提言を行うため、「医療等安全管理委員会」を設置し、日常業務で起こる「ヒヤリハット」を含めたインシデントやケガ・事故等のアクシデントが発生した場合の報告システムを整備しつつ、事故の再発防止対策等、安全対策に取り組んでいきます。

④ 危機管理委員会

危機管理に関し必要な事項を協議・検討するため、「危機管理委員会」を設置し、自然災害、火災及び感染症の流行その他重大な事故等の危機による被害を回避し、又は被害を最小限に抑制するため、各種危機管理マニュアル等の作成や職員の危機意識向上のための教育・訓練の実施等に取り組めます。

(2) 損害補償の対応

医療行為での補償は「医師賠償責任保険」、運動指導と通所時などのケガの補償は「傷害保険」、施設内で起きた不慮のケガには「施設賠償責任保険」及び検診車等の「自動車保険」に加入し、万が一の事故やケガに備えます。

(3) 施設内の火災事故等への備え

施設内での火災発災に備え、利用者の避難誘導等について適切な行動が取れるよう消防法に基づき自衛消防組織を整備します。総合プラザ全体の自衛消防訓練を实践するほか、総合プラザの自衛消防組織へも財団職員が消防中核要員として加わっています。

なお、大規模自然災害に備えとして、総合プラザでの役割の一翼を担うことなどについて、区及び総合プラザ指定管理者と連携を図り協議を進めるほか、総合プラザ内での急病人等への応急対応等として、総合プラザ指定管理者からの要請に基づき、医師、看護師等を派遣しています。

V 区民サービスの向上

1 区民・利用者の声を大切に

(1) 「利用者満足度調査」からサービス改善への意識

区立保健センターでは、利用者の意向・満足度を把握するため、毎年「利用者満足度調査」を実施しており、直近の令和4年度調査においても、9割前後の方から「満足・おおむね満足」の回答をいただきました。一方で「不満足」という方の理由を受けとめ、見直し改善を図るなど、より良いサービス提供と満足度向上につながるよう取り組んでいます。

調査結果は財団のホームページ上に掲載し、広く区民に公開しています。

(2) 苦情・要望から業務改善へ

利用者からの意見や要望等を把握するため、2階と3階の2ヶ所に「ご意見箱」を設置しているほか、ホームページの問合せフォームからも申し出ができるようにし、意見を提出しやすい環境を整えています。

提出された意見・要望等は、更なるサービス向上の糸口として、「世田谷区保健センター苦情処理要綱」に基づき、原因把握と改善策の検討などを行い、財団内で共有化を図りつつ対応を行っています。中には職員の指導や対応について謝意の言葉が寄せられることもあり、職員の励みにもなっています。

【ご意見箱の投書事例から】

| ご指摘いただいた声 | 改善の実例 |
|---------------------------------------|---|
| 最寄駅から区立保健センターまでの順路が分かりづらかった。 | 駅付近の周辺案内図に「うめとびあ」「総合プラザ」しか表示がないため、資料送付の封筒に地図を載せるほか、電話対応の備え最寄り駅からの案内を準備し、適格な案内に努めます。 |
| 胃がん検診で撮影者の言葉が速く聞き取りにくかった。 | 胃エックス線検査では、造影剤（バリウム）が腸に流れる前に素早く行う必要があり、今回撮影者が短時間で撮影するため口調まで急いだものと思われます。わかり易い言葉と早さで説明し、かつ精度の高い検査の提供に努めていきます。 |
| 抽選のある申込には、締め切り後何日以内に当選者に連絡するか明記してほしい。 | 財団ホームページ、情報紙「げんき人」での募集では、締め切り後10日以内に通知発送と案内しています。また電話での申し込み時にも抽選後の通知発送についてお知らせしています。 |

(3) 医療機関の声から利用しやすい検査体制の強化

当財団の役割の一つに「医療機関の後方支援」（自主事業）があることから、定期的に区内医療機関にアンケート調査を行っています。移転後初めてとなる以下の令和3年の調査結果（調査対象 673 医療機関、うち回答 225 医療機関）を今後の事業運営の改善や事業拡充につなげ、地域医療の後方支援として利用しやすい検査体制の強化に努めます。

① 移転後の利用状況について

回答のあった医療機関の6割強が区立保健センターを利用していた一方、「現在は利用していない」との回答も2割強あり、その理由として「松原への移転」が約7割を占めていました。

② 検査の結果報告について

検査の結果報告については、約8割が「わかりやすい」と高く評価されました。しかし中には「画像が小さい」「ポイント画像があると良い」「専門医以外でもわかりやすい報告を希望する」等の意見もいただきました。

③ その他の評価について

検査依頼においては「診療所又は患者の住所から近い」という地理的な条件のほか「予約の取りやすさ」「結果が出るのが早い」等が重視されており、このため「夜6時までの電話受付」や「緊急症例への対応」、「即日検査対応」にも積極的に対応していることが評価されました。

2 事業を通じてのきめ細かな対応

(1) 健康増進事業（指定管理事業）での対応

健康づくりの機会や情報を提供し、生活習慣の改善に結びつける取り組みとして、施設内で実施する講座・教室等と各地域で開催する事業の2つの方法で実施しています。

① 施設内での事業

区立保健センターでの講座・教室では、医療スタッフ、管理栄養士、運動指導員等の専門スタッフが連携し、利用者のライフスタイルに合わせ、生活の質の改善に向けた健康指導と健康づくりを支援しています。

申込者が多数の場合には抽選となりますが、初めての方を優先することで多くの区民への「きっかけづくり」や「公平性」の確保に努めています。

② 地域で実施する健康づくり事業

健康増進事業においては、公共施設などへ運動指導員が出向き、地域の活動団体に対し運動指導を行っています。働く世代から高齢者までの幅広い年齢層

の区民に対し、会場に応じた効果的な運動指導を行っており、高齢の方にも安心して参加いただいています。地域活動団体とのコミュニケーションを通じて、長期にわたる持続的な健康づくり活動を支えています。

また、派遣型の健康指導「出張健康応援団」「地域健康講座」、職場単位で取り組む「職場のげんき力アッププログラム」など、対象や団体ニーズに応じた豊富な出前型サービスを用意し、地域団体や事業所への支援を積極的に行っています。

(2) がん検診事業（指定管理事業）での対応

令和2年4月から「がん検診受付センター」を開設し、区の対策型がん検診等の申込み窓口を一本化しました。区民の方が利用しやすい窓口として、今後とも改善を図りながら取り組んでいきます。

「胃がんエックス線検診」では、検査中はもとより検査後のバリウムの排出まで、きめ細かなフォローを行うなど安全・安心な検診に努めています。また土曜日の検診を月2回実施し、壮年期世代の利便性を高めています。

「乳がん検診」では医師・放射線技師・事務員に女性スタッフを配置することで、女性が利用しやすい環境を整えるとともに、検診の事前説明や結果のフォロー、次回検診までの啓発・指導にも努めています。

さらに受診者が増える年度末に向けては、土曜日を含む臨時日を設けることで、できるだけ区民の希望時期に検診ができるよう対応を図っていきます。

(3) 保険診療事業（自主事業）での対応

近くの医療機関の診療時に「その医療機関では必要な検査ができない」「紹介先が自宅から遠い」「検査まで何週間も待たなければならない」といった状況では、本人にとって大きな精神的負担です。区立保健センターでは待ち時間も少なく、大学病院や専門病院の認定専門医による医療検査を各種の認定資格を有する医療スタッフが支える検査体制を整え、きわめて高度な検査を提供しています。また、不安を抱える利用者をスタッフが「温かく」「丁寧」に迎えるとともに、「清潔で」「親しみやすい」施設環境の維持にも努めています。

(4) 障害者相談支援事業（指定管理事業）での対応

利用者アンケートやご意見箱の投書、利用者満足度調査などから、利用者の意向やニーズを把握し、事業運営に反映させるよう努めるとともに、利用者の期待に応えられる職員の育成を図っていきます。

3 高いサービスの質の確保

(1) 健康増進指導（指定管理事業）及び医療系業務

健康増進では、より良い指導や測定結果を提供するために、健康運動指導士の資格取得を計画的に進めています。

また、医療系業務においては、「最高のスタッフと信頼のおける機器で質の高い医療サービスを提供する」ために、認定専門医を配置し、業務に携わる医療職においては各種の認定資格や最新の知見を得る講習会・学会等へ積極的に参加し、技術の研鑽に励むとともに情報を共有しています。

(2) 障害者相談支援業務（指定管理事業）

障害者相談支援は区における障害福祉に関する総合的な専門機関であることから、職員は日頃から自己研鑽に努めるとともに、学会参加や研修受講を通じて、相談や支援の技術向上を図っています。

今後も職員一人ひとりが専門職として、新しい知識の習得や研究に取り組み、技術の向上を図っていきます。

4 公共施設としての平等・公平利用の確保

当財団は、公共施設の運営にあたり、平等・公平性を確保するため、公共サービスの目的を職員が十分理解し業務に従事できるよう、以下に取り組みます。

(1) 事業運営について

事業運営においては、心のこもった対応を行うとともに、「障害者差別解消法」の主旨を踏まえ合理的配慮の提供や環境の整備に努めます。

(2) 公共サービスに従事する職員の心構えについて

公共サービスに従事する職員の心構えを習得するため、採用時オリエンテーション、職員研修、その他の機会を利用し、指定管理者制度や障害者福祉施策に関する研修を行います。

(3) 区民利用での創意工夫について

多くの区民が利用できるよう、健康講座は初回又は利用回数の少ない方を優先します。併せて、地域格差是正のため出前型の事業の拡充を図ります。

5 情報発信

当財団では、健康情報の発信及び財団事業の周知を目的に、様々な情報発信を行っています。今後も区民に有益な情報をお届けするため、発信機能を強化・拡充していきます。

(1) 財団ホームページによる情報発信（自主事業）

財団のホームページを通じ、区民に広く健康情報や各種の事業案内を提供しています。令和4年度には、ホームページを利用者にわかりやすく情報が探しやすいものへ全面的にリニューアルしました。ユニバーサルデザインに基づきスマートフォン対応や閲覧支援ツール等も備えたことで、誰でも使いやすいホームページへと進化させ、今後も区民に広く事業案内や健康情報を発信していきます。

(2) 情報紙「げんき人」の発行（自主事業）

財団の情報紙「げんき人」を今後も年4回発行し、新聞折込みにより区内全域に配布するほか、これまで利用している区施設や区内集配郵便局以外の新たな窓口を加えることで、より多くの区民の目に触れるよう工夫していきます。

令和4年度には「障害や乳幼児の発達・発育に関する相談」「健康長寿の秘訣」「ストレスのセルフケア」「骨の健康チェック」等の特集を取り上げていますが、今後も健康・障害など幅広いテーマの内容を区民に届けていきます。

(3) 広報手段の多様化と即時性の向上

これまで財団では、情報紙「げんき人」や区のおしらせ、財団ホームページのほか、エフエム世田谷、区内掲示板、駅ポスターなどにより、健康情報などを発信してきました。しかし、情報媒体の多様化、在宅ワークなどの生活環境の変化を踏まえ、運動・栄養等に関するWeb配信による情報提供や、メールマガジン、SNS発信などの新たな媒体や手法を活用した幅広い情報発信について検討、導入を目指します。健康や福祉の情報を必要とする方がタイムリーかつ着実に情報が得られるよう、工夫を凝らした広報に努めます。

VI 今後の事業展開や改善の提案

1 保健医療福祉の拠点における区立保健センターの機能発揮

区立保健センターは、令和2年4月に開設した「総合プラザ」の中核的機能として、三軒茶屋から移転しました。主に「区民の健康を守り創造する機能」「障害者の地域生活への移行・継続支援機能」「相談支援機能」を担いますが、総合プラザ内に併設されている「福祉人材育成・研修センター」「東京リハセンター」等との連携の要としての役割も期待されていると考えています。また、区の外郭団体としての位置付けも踏まえ、区と密接に連携しながら、区の施策を補完し区政課題の解決に真摯に取り組んで来ました。

区立保健センターの機能発揮にあたっては、これまでの実績や蓄積されたノウハウ、保健医療福祉の拠点における使命、現在検討が進められている新たな区の基本計画や地域保健医療福祉総合計画などの関連する計画を踏まえ、3つの視点をもって区立保健センターの事業を展開していきます。

(1) 保健医療福祉の総合性の発揮と先駆的取組み（総合性の視点）

保健医療福祉の拠点整備は、保健医療と福祉の結びつきを強め、総合性をもって保健医療福祉の課題に対応することが想定されたものです。認知症高齢者施策、障害者の地域生活支援、がん対策、健康寿命の延伸などの課題に、当財団がリーダーシップを発揮しながら、「うめとぴあ」内外の連携と区立保健センターの多職種による総合性をもって課題対応を図っていきます。

(2) 「拠点」と「地域・地区」の連携強化（地域・地区支援の視点）

区は令和4年に「地域行政推進条例」を施行し、5つの地域と28地区により区民生活を支えることを明確にしました。「拠点」と「地域・地区」はいわば対義語であり、梅ヶ丘「拠点」における高い専門性と「地域・地区」におけるきめ細かさが互いに相まって92万区民の生活を支えることができると考えます。具体的な施策やサービスは、この視点からの取組みを充実します。

(3) 区施策を踏まえた区立保健センター事業の創出（独自性の視点）

区の外郭団体である当財団は、5期にわたり指定管理者とし区立保健センターの運営にあたりるとともに、区と密接に連携しながら保健医療福祉に係る区政課題の解決に取り組んで来ました。区立保健センターの運営などを通じて直接区民と接してきた中で感じた課題認識や区の施策の方向性を踏まえ、今後区立保健センターが取り組むべき事業を積極的に提案し実現していきます。

2 拠点機能発揮に向けた取組み提案

保健医療福祉の拠点機能の発揮に向けて、前ページの3つの視点を踏まえつつ、今後の区立保健センター事業や拠点内の各機能が連携して取り組む施策・サービスの展開を以下のとおり提案いたします。

(1) 保健医療福祉サービスにおける関係機関のネットワークの拠点化

① 高次脳機能障害に係る拠点機能の強化

高次脳機能障害者の支援は、発症・受傷から医療機関でのリハビリテーション、在宅生活の再開、復職などステージに合わせた適切な支援と回復に時間がかかることから長期的な切れ目ない支援が求められるため、関係機関が連携して継続的に行っていく必要があります。財団では、これまでも高次脳機能障害者関係施設連絡会を行ってきましたが、引き続き区の拠点施設として関係機関との連携の中心的な役割を果たしていきます。また、相談、評価、訓練、そして訓練終了後など、長期的な支援の充実に向けて、区と連携し施策の全体像について検討していきます。

さらに、令和3年度に区の高次脳機能障害者の相談支援体制等の調査研究における重点項目について、区と連携し具体化を進めていきます。

| | |
|------------------|--|
| 重 点 項 目 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 区民に相談窓口をわかりやすく提示 ・ 医療と福祉の連携を具体的に各医療機関に周知 ・ 高次脳機能障害支援拠点の明確化と後方支援体制の構築 ・ 当事者と家族の地域生活を支える機能を5地域に整備 ・ 高次脳機能障害者に関する支援者向け研修の充実 |
|------------------|--|

② こころの健康支援の充実

精神疾患等についての偏見や誤解を解消するため、多くの区民を対象としたオンライン講座などを通じ、こころの健康づくりや精神疾患、精神障害に関する普及啓発・理解促進及びゲートキーパー養成に取り組めます。また、平日夜間・休日の電話相談におけるピア相談員を引き続き育成するとともに、理解促進事業等にも当事者参加を図り、当事者が地域で活躍できるよう取り組んでいきます。さらに、こころの健康支援のより一層の充実に向けて、区と連携し検討を進めていきます。

(2) 多様な区民に配慮した健(検)診の実施

① 「健康度測定」を活用した高齢者のフレイル予防

介護予防支援事業、高齢者の運動習慣定着支援事業などに運動指導員等を派遣するとともに、「健康度測定」に「高齢者コース」を設けることを検討し提案します。「認知機能」や「歩行姿勢」など高齢者の健康課題に係る検査項目を盛り込み、年齢に着目した健康診断と改善指導を通じ、「健康長寿」の実現に寄与します。

② 働く世代を対象とした「職域健診」の充実

区が協定を締結している「協会けんぽ東京支部」と協議を進め、協会けんぽの健診実施機関となることをめざし、区内の多くを占める中小企業における働く世代の健診機会の拡充に努めます。併せて、従業員の健康管理・健康づくりに力を注ぐ事業所の支援や顕彰・紹介などの取り組みにより、「健康経営」を促進します。

(3) 区民一人ひとりに目を向けた健康増進と福祉の向上

① 地域・地区と連携した健康づくり機会の充実

地域行政推進条例の主旨を踏まえ、地域・地区での健康づくり活動の支援や区立保健センターから遠方地域にあっても、運動指導員等の派遣により地域格差のない健康づくり機会の提供に努めます。また、地域で健康づくり活動を長年継続しているグループを対象に、「うめとびあフェスタ」での顕彰とポスター掲示などを通じ広く区民に紹介します。

② 障害者の健康づくり支援

健康づくり機会の少ない障害者を対象に関係団体との連携の下で、スポーツ講座の開催、運動指導員の派遣、広報活動の支援など、障害者の健康づくり機会の充実に取り組みます。また、「健康度測定」を活用した障害者施設健診を行い、結果をもとに運動指導員や栄養士が施設での健康づくり指導を行います。

(4) 災害時における区の後方支援と専門機能の活用

① 区の医療救護本部の後方支援

大規模災害発生時に総合プラザには区の医療救護本部が設置され、区立保健センターも「班別会議室」や従事者の「仮眠場所」としての活用が予定されています。職員参集と後方支援の内容を記した「大規模災害時対応マニュアル」を整備し、医療救護本部の円滑な設置と速やかな機能発揮に協力します。

② 大規模災害後の避難者支援への協力

大規模災害発生後に避難所等へ避難した方の健康管理や健康づくり、心身の不調を訴える方に対し、区に協力し、保健師・看護師・管理栄養士・運動指導員などの専門職を避難所等に訪問させることで、被災者の健康づくりなどの支援にあたります。

(5) 「がん相談」の充実

① 地区との「オンライン相談」の実施

国民の2人に1人が「がん」に罹患すると言われ、高齢になるほど発症率は高まります。在宅療養の相談、医療費軽減などの支援制度、就労相談など、区民が身近なところで専門的な相談が受けられるよう、28地区の「福祉の相談窓口」との「オンライン相談」を区と連携し実現します。

② 「アピアランスケア」など相談対応の強化

区のアピアランスケアの取り組みと整合を図りつつ、国立がん研究センター内のアピアランス支援センターや関東中央病院がん相談支援センターとの連携を強化し、これまでの相談対応の蓄積に加え対応できるがん相談の内容充実を図り、がん患者や家族等を支える中核的機能を強化します。

(6) 地域に親しまれ活用される拠点づくり

① 「うめとぴあフェスタ」への参画

総合プラザを含む「うめとぴあ」を広く区民に知っていただくとともに、区立保健センターの事業周知や健康意識の向上の機会とするため、地域の関係機関の協力を得ながら「うめとぴあ」内各事業者が連携・協力し「うめとぴあフェスタ」を開催します。

② 区民が親しみやすい事業の提供

1階ふれあいカフェを活用した「点字カフェ」「ここからカフェ」「茶話やか松原」など、総合プラザ内外の関係機関が連携し、区民が気軽に保健福祉に係る学びと交流の機会を数多く提供し、地域の皆さんに足を向けてもらう取り組みを進めます。

3 その他の関連事業の強化・拡充事業等について

(1) 地域医療の後方支援等の充実

① 医療機器の有効活用

胃の内視鏡（胃カメラ）検査において、経鼻内視鏡は鎮痛剤の使用ができない妊娠中の方や授乳中で断乳できない方にも施行できるなどニーズが高まって

おり、経口内視鏡に加えて経鼻内視鏡導入の検討を進めています。

乳房精密検査におけるマンモグラフィ検査では、日本人に多い高濃度乳房にも対応した病変部の抽出能力に優れている3次元画像の提供を開始しており、また、頭部MRA検査（※1）＋早期アルツハイマー型認知症診断支援検査（VSRAD）（※2）の実施など、医療機器の有効活用を図ります。

② 高度医療機器のさらなる活用

高機能かつ実践的なCT、MRI装置の整備により、活用の幅を広げていますが、さらなる活用として大腸内視鏡検査より受診者の苦痛や不安を軽減できる大腸CT検査（仮想大腸内視鏡検査）（※3）やMRI装置を使って頸部から胸部・腹部・骨盤までを撮影し、非侵襲的にほぼ全身のがんを検索するDWBIS法（ドゥイブス）（※4）ほか、地域医療機関のニーズに合った検査について、調査・検討します。

③ 地域医療機関への対応

区立保健センターでは、移転にともない多くの医療機器が最新機種へ更新されたことに加え、医療機関からの多様なニーズに応えるべく各診療科の専門医の配置と医療従事者の継続的なスキルアップにより、質の高い検査の提供を行っています。地域医療機関からの精密検査予約においては、当日予約も可能な体制を整備し、即日検査結果を提供できる体制を確保するなど、常に利便性の向上を図っています。

地域医療機関からの検査依頼に対して、引き続き誠実で適切な対応を行うとともに、医療技術の進展等を注視し、先駆的な検査の効果的な活用の研究にも取り組みつつ、地域医療の後方支援を担っていきます。

※1 頭部MRA検査 MRI検査は脳の断面画像を得るのもので、解析度が高く脳やせき髄といった中枢神経に対する検査に対して、頭部MRA検査は造影剤を用いることなく脳血管の画像を立体的に得られる検査です。

※2 VSRAD VSRADとはMRIを用いた早期アルツハイマー型認知症診断支援システムのことで、MRI画像のコンピュータ解析を用い脳の萎縮度を調べるシステムです。

※3 大腸CT検査 大腸CT検査は、内視鏡を使わないで大腸がんやポリープを見つける新しい大腸の検査法で、炭酸ガスを注入して大腸を膨張させ、低線量CTを用いて撮影し、CT画像をもとに大腸の三次元画像を作成し、画像診断を行う検査です。

※4 DWBIS法 MRIを使用してほぼ全身のがんや転移を検索するとともに、がん治療の化学療法や放射線治療後の経過観察にも使用でき、被爆もなく造影剤も必要としない身体的に負担の少ない検査です。

(2) 障害者相談支援事業の充実（指定管理事業・区委託事業）

① プレステップサポート事業の推進

本事業は、脳血管障害や交通事故等により中途障害者となった方を対象に、専門医の診察、専門職による身体状況や運動適性等の評価に基づき、その方に適した余暇活動等を紹介し、社会参加のきっかけをつくるという先進的な事業です。

区民に事業内容が分かりにくいいため、医療機関やあんしんすこやかセンターなど支援機関に対するPRに努め、利用拡大を進めていきます。

② 地域・地区の子育て支援機関(児童館)への専門職の派遣

児童館は子育て支援機関の一つとして、保健師や管理栄養士による「子育て相談」を行っていますが、新たに財団の言語聴覚士、心理師等を派遣し、保護者や児童館職員に乳幼児の発達を理解してもらい、発達・発育の遅れについて早期に相談機関につなげられるよう提案します。

令和5年度に区と協議のうえ複数の児童館に試行として専門職を派遣し効果を検証の上、令和6年度以降の具体化提案に向け取り組んでいきます。

③ 乳幼児健診後のフォローグループ(親子支援グループぽんぽんキッズ)及び乳幼児健診への言語聴覚士派遣の拡大

乳幼児育成相談の内容は約4割が言葉の遅れであることから、早期相談・早期支援につなげるため、区の健康づくり課の乳幼児健診後のフォローグループ等への言語聴覚士派遣増を提案します。

④ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の支援者養成

本事業は、障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置付けられている先進的な事業として、令和2年度より区から受託実施しています。支援者となるには、都の失語症者意思疎通支援者養成講座修了が要件ですが、修了者が少なく支援者が不足しています。そのため失語症者会話パートナー養成講座(ボランティア)の修了者を対象に、都の養成講座と同レベルの養成講座を行い、事業の拡大につなげていきます。令和5年度から講座の実施を区から受託しましたが、修了後もフォロー研修により支援者をバックアップします。

(3) 関係機関との密なる連携・協力の強化

① 三師会との連携

コロナ禍により中止してきた三師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会)との共催による地域の健康づくりの基盤を広げる各種事業(「区民のための健康教室」「歯っぴい&健康フェスタ世田谷」「くすりと健康のつどい」ほか)の再開について、区や三師会と協議し取り組みます。

② がん患者等支援に関わる機関等との連携

保健所が開催している「世田谷区がん患者等支援ネットワーク会議」に参加し、がん診療連携拠点病院、地区医師会、がん患者団体、あんしんすこやかセンター等の関係機関との情報共有や意見交換、区のがん対策や各機関・団体の取り組み等の情報収集を行うとともに、各機関や団体との連携・協力を図り、がん患者やその家族等の支援を充実させていきます。

また、国立がん研究センター内のアピアランス支援センターとの連携により、さらに幅広い相談に対応できるよう相談機能を強化します。

③ 障害者相談支援事業における連携

障害者相談支援事業では、東京リハセンター、発達障害相談・療育センター「げんき」、地域障害者相談支援センター「ぽーと」、あんしんすこやかセンターほか、様々な機関と連携しながら区民の支援を行っています。

また、高次脳機能障害者関係施設連絡会、作業療法士・言語聴覚士連絡会、医療ソーシャルワーカー・相談支援機関連絡会により支援のネットワークを構築し連携の強化を図っています。

引き続き密なる連携を行いつつ、今後は拠点施設として東京リハセンターとの連携強化、コロナ禍で進められなかった医療機関との連携強化に取り組みます。

4 財団の基盤強化に向けた取組み

(1) 人材育成の強化

① 研修制度の確立

指定管理者としての使命を将来にわたり担っていくため、経営感覚を備えた人材や先駆的施策を創出できる人材の育成、バランスの取れた職層毎の人材確保を図るため、「人事制度・人材育成方針」(令和5年度から概ね10ヶ年の活用)の作成を進めるとともに、「研修委員会」を設置し、研修計画や独自の専門研修等を進めます。

② 専門性の常なる向上

医療技術や福祉サービスは、日々進化していることから、職員のさらなる専門性の向上を図るため、専門学会への登録と参加、資格取得の支援、講習会への派遣などに取り組んでいます。さらに学会や研修会への参加後は、職員研修会を開催し、参加者だけでなく、専門職全体の専門性の向上と情報の共有化を図る機会を設けていきます。

(2) 職員が働きやすい環境づくり

① 高齢者の継続雇用

財団では常勤職員を60歳定年とし、65歳までの継続雇用制度を実施しています。高年齢者雇用安定法に基づき定年退職後も引き続き安心して働けるよう、現行制度を見直しフルタイム勤務のほか、短時間勤務（週31時間）の就労制度を整え、心身の状況等に応じた働きやすい環境を整えていきます。

② 職員の健康管理

職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を保持するため、事務局長を長とする「衛生委員会」を設けています。職場環境保持のための巡視に加え、「職場の健康づくり研修会」としてメンタルヘルス心得や職場でできる気軽なストレッチなどを財団の専門職員が指導員となり実施してまいります。

(3) 効果的なDXの推進

① 組織の情報管理における活用

業務改善プラットフォームの導入による職員相互の文書情報の共有と可視化、ペーパーレス化の実現はもとより、脱FAXや紙面回覧、押印、紙資料からコンピュータへの転記作業の省略等により、事務事業の効率化を図ります。さらに、人事・給与・勤怠管理のシステム間連動やインボイス制度にも対応した一括管理化の実現に向けたDXの導入を進めます。

② 財団の事業体系に適した活用

業務システム間の相互連携及び利用者情報のデジタル管理を進めることにより、人為的ミスの削減と業務効率の向上を図ります。また、インターネットを利用した予約システムの構築により各種事業における利便性を高めることや、AI診断技術の動向など区立保健センター業務に活用できる技術の動向を注視、必要に応じ区へ活用を提案してまいります。

また、様々な事情で施設まで来られない、時間が合わないという方の健康づくり支援を進める上で、さらに会場定員を気にせず希望者全員の利用受入れを行うためにも、健康指導や講座等のWeb配信を活用してまいります。

5 今後の事業展開や改善の提案を具現化する上での課題

(1) 指定管理者制度運用のあり方

区立保健センターの指定管理者制度では、仕様が細かく定められており、指定管理事業の中で裁量により事業を実施する余地が少ないという課題があります。また、利用料金制も導入されていないため、事業実績があがっても財団の収益増とならない仕組みとなっています。加えて、指定管理者制度の主な目的である施設の管理運営と事業運営が切り離されており、本来の指定管理者制度の効果が発揮しにくい状況にあります。

(2) 人事面での課題

① 人材確保の困難性

財団ではこれまで指定管理事業の拡大に応じて人員や職種を増やしてきましたが、事業の新規実施や拡大の機会に職員を雇用するため、年齢構成や将来展望を見据えた採用が難しい状況となります。そのため、職種によっては勤務年数や年齢構成に偏りがあり、ベテラン職員の定年に備えたマンパワーの確保が課題となっています。また、専門職種によっては常勤・非常勤に関わらず確保が難しいケースもあります。

財団の人材確保は安定的な事業継続の面から、経験者採用にならざるを得ませんが、これまでの人事制度は区に準拠し新卒者の採用を想定したものとなっていました。昨年度、人事制度の見直しを行い、経験者中心の採用実態を踏まえた採用制度と昇任制度に改めました。さらに、財団事業の拡大に比べ職員体制の確保は財源の制約から後れをとっており、企画立案能力を兼ね備えた経験者採用なども課題となっています。

また、人材育成にも力を注ぐこととしていますが、財団独自に研修等を行うための人材・予算の制約、研修ノウハウの不足などの課題があります。

② 提案型組織風土の醸成

当財団の職員は、高い専門性を有する職員がいる一方、長年区の仕様に沿って事業運営や事務処理を行ってきたため、区民ニーズや区の施策を踏まえたサービス拡充、施策の提案を行う力が不十分であると考えています。また、指定管理者制度の中では指定管理業務に従事する人件費のみが措置されているため、サービス向上や施策の提案を行うだけのマンパワーを確保することが困難な状況にあります。

人材育成の中でもこうした弱点を改善する取り組みを進めたいと考えていますが、施策等の企画・提案を行う人材確保のための財政支援にもご配慮いただきたいと考えています。

(3) 区と財団の施策協議の場の設置

東京都や横浜市などの文化系財団では、「政策経営協議会」（政策協働型指定管理制度）を設け、自治体と指定管理者が対等・対話の原則の下で、政策を協働して実現していこうとする取り組みが行われています。当財団は区の外郭団体であり区立保健センターの指定管理者であることから、この仕組みを参考に、施策の立案・実施に向けて協議の場を設けることを提案します。

(4) 遠方地域における活動の場の確保

区立保健センターが総合プラザに移転して以降、玉川地域を中心に「遠くて利用できない」との声をいただいています。健康増進事業などでは各地域に向向いの指導や団体支援を行っていますが、玉川地域などに安定的な活動の場が設けられれば、事業における地域格差の是正を図ることが可能になると考えています。

(5) 施設や財団の名称変更

発足当時の健康増進事業等だけでなく、平成 23 年度から区立総合福祉センターの管理運営受託、現在も障害に係る相談、啓発事業等を実施していることを踏まえ、施設の名称を「(仮称) 世田谷区立健康福祉センター」とするなど、事業内容と施設名称が合致するよう改める必要があると考えます。財団の名称についても、「(仮称) 世田谷区健康福祉財団」などが適当と考えています。

(6) その他の事業課題

失語症者向け意思疎通支援者派遣事業においては、失語症会話パートナーはボランティアとして、養成講座やフォロー研修で支援者をバックアップしますが、意思疎通支援者としての知識・技術だけではなく意識も醸成する講座にしていくことが重要と考えています。

Ⅶ コンプライアンスの取組み

コンプライアンスは、法令遵守を意味する言葉ですが、当財団では法令に限らず、社会規範・社会道徳など広義の概念をも対象とし、財団がより健全な存在であり、利用者が気持ちよく検診や講座等を受け公共施設としての価値を高める取組みとして推進しています。

さらに、令和4年に公益通報者保護法に係る制度運用を図るため、「保健センター公益通報者保護に関する規則」を整備し、説明会を行うなど職員周知を徹底し法令遵守を図っています。

1 個人情報の保護

区立保健センターでは、利用者の様々な個人情報を取り扱うことになるため、「個人情報の保護に関する法律」への対応が重要となります。当財団では、「保健センター個人情報保護規則」「保健センター個人情報保護要綱」を整え、定期的に行われる法改正に対応しながら個人情報を適正に収集・管理・利用するよう努めています。

また、「保健センター特定個人情報取扱規則」「特定個人情報本人確認業務取扱要領」を整備し、職員や医師、外部講師の雇用等におけるマイナンバーの取扱についても、厳格な運用を行っています。

(1) 規則・要綱に基づく厳格な運用

個人情報を収集・管理し、又は利用し若しくは提供するにあたっては、「個人の人格尊重」の理念の下で個人情報の保護を図るために、「保健センター特定個人情報取扱規則」に基づき、以下の措置を講じています。

- 事務局管理課長を、「個人情報保護管理責任者」に定め、電子計算組織の操作者の指定、意識啓発、教育、委託先への監督に努める。(規則第2条、12条—15条)
- 個人情報を取得する際は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、利用目的を本人に通知し了承を得る。(規則第5条、8条、)
- 個人情報は本人の同意なくして第三者に提供しない。(規則第16条)
- 本人から個人情報の開示、訂正、利用停止等の請求があった場合は、他の法令等に定めがある場合を除き、原則としてその求めに応ずる。(規則第18条—20条)

(2) 今後の取組み

当財団は「個人情報取扱事業者」として、個人情報保護法を遵守し、更なる保護の強化にむけて、適正に取り組んでいきます。

また、個人情報の保護を図り取り扱う個人データの漏洩、滅失又は棄損の防止その他の個人データの安全管理のために、以下に示す必要かつ適切な対応を行っていきます。また、区立保健センターのセキュリティーポリシーに基づき、厳格な個人情報の運用と職員意識の醸成に努めていきます。

《組織的安全管理措置》

安全管理について従業者の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程や手順書を整備運用し、その実施状況を確認する。

《人的安全管理措置》

従業員に対する、業務上秘密と指定された個人データの非開示契約の締結や教育・訓練等を行う。

《物理的安全管理措置》

入退館(室)の管理、個人データの盗難防止等の措置を行う。

《技術的安全管理措置》

個人データ 及び それを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等、個人データに対する技術的な安全管理措置を行う。

2 コンプライアンス全般の取組み

当財団では、法令遵守だけでなく働きやすい職場環境づくりや組織全体の質の向上と円滑な業務実施のためのコミュニケーションの向上などに向け、コンプライアンスの一環として各種のハラスメント防止と接遇の向上に取り組んでいます。コンプライアンスの向上にあたっては、財団内に常務理事（事務局長）を長とする「コンプライアンス委員会」を設け、研修会の開催、アンケートやディスカッションによる事例検討、法改正の説明等を計画的に実施するとともに、全職員を対象とするハラスメント研修、接遇向上研修、チェックリストによる自己点検などを実施しています。

(1) 法令遵守

各種の労働関係法令や個人情報保護に関する法令、障害に関する法令等、就労や事業に関連する法令の制定や改正について、素早く情報提供を行うため、説明会を開催して正しい理解と遵守に向けた対応を取っています。また財団では社会保険労務士と顧問契約を結び、今後の改正情報の提供を受け、法令違反

又はその可能性がある場合の外部相談窓口として指定しています。

また「医療等安全管理委員会」において、医療現場をはじめとする各職場におけるヒヤリハット事例の集計、事例検討を行い再発防止に努めており、その中でも法令上で問題がある事例については「コンプライアンス委員会」で取り上げ、対応を協議します。

(2) ハラスメント防止・接遇の向上

① ハラスメントの防止

以前からハラスメントの対象としてきたセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントのほか、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントやマイノリティーに関するハラスメント等の防止に向け、財団では「ハラスメントの防止及び苦情処理に関する要領」を定め、職員研修を含め正しい理解に向けた対応を図ります。

② 接遇の向上

区立保健センターでは、高齢者や障害者以外に、がん患者や何らかの疾病に罹患している方など、様々な方々が利用されています。利用者との円滑なコミュニケーションを取るために「基本的マナー 接遇・能力向上マニュアル」を整備し、接遇レベルの維持・向上を図っていきます。

(3) 公益通報保護制度への対応

法令違反等に関する内部通報者を保護する制度については、当財団は職員数300人以下のため、令和4年6月に施行された改正公益通報者保護法の対象事業所とはなっていませんが、法改正の趣旨を踏まえ、公益通報者保護制度の運用を図るための規則を整えるとともに、複数の内部窓口と外部相談窓口を設置しています。

また、制度の理解に向けては、全職員を対象に法改正の説明会を実施するなど、法の趣旨と実務上の注意点を十分理解して業務にあたります。

【別表 1】 第 5 期指定管理期間の事業展開や改善に関する評価（個別評価）

1 保健福祉サービスと障害福祉サービスの連携および移転準備について

| 事業内容等 | 取組み（概要） | 個別評価 | 全体評価 |
|-----------------------------------|--|--|-------------------------|
| 新たな拠点での事業拡充に向けて | 「うめとぴあ」移転後における事業実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、当初は多くの事業が休止又は延期となった。感染予防策を講じながら段階的に事業を再開させた。 | 令和 3 年 3 月に「保健センター第三次経営ビジョン」を策定し、令和 7 年度までの経営方針を定めるとともに、「財務改善計画」においてコロナ禍以前の実績まで回復させる道筋を示し、令和 4 年度実績ではコロナ禍以前の実績に近いところまで回復させることができ、現在進行中である。 | 移転は計画に基づき、円滑に進めることができた。 |
| 梅ヶ丘拠点整備事業・実施設計の反映について | 区が進める拠点整備事業の基本設計及び実施設計において、区立保健センターの機能を果たすのに必要な情報を区へ提供した。 | 総合プラザの設計変更により開設は 1 年延期となったが、事業に使用する諸室は、調整どおりの仕様等が反映された。 | |
| 梅ヶ丘拠点整備事業・区立施設の移転に向けた準備について | 移転に向けては、機器の移設計画を含め、旧施設での事業終了時期を個別に設定し対応した。 | 利用者への影響を最小限に止め、機器の移設を含め順調に移転ができた。 | |
| 総合福祉センター業務移行に伴う移転及び暫定施設での事業実施について | 総合福祉センター廃止に伴う東京リハセンターへの業務移行を行うとともに、総合プラザ開設 1 年延期に伴う暫定施設での事業を実施した。 | 業務移行前に東京リハセンターの職員を出向として受け入れ引継ぎを行い、移行後も継続し円滑に移行を進めることができた。当初の予定になかった暫定施設では施設・設備の使い方等を工夫し業務を実施できた。 | |
| 新たな組織体制の構築について | 総合福祉センター廃止に伴い、管理部門を再編した。また、総合プラザ移転に伴い、新たな区立保健センターにおいて専門職の職種連携が拡大した。 | 保健センター管理課に法人の管理部門を集約し、効率的な組織とした。移転により、医療系と福祉系の専門職が同じ場所で活動できるようになったため、「介護予防筋力アップ教室」、中途障害者の「プレステップサポート事業」等で専門職連携により、サービスを向上させた。 | |

2 梅ヶ丘拠点における事業の拡充

(1) 攻めの健康増進、幅広い健康づくり支援

| 事業内容等 | 取組み(概要) | 個別評価 | 全体評価 |
|---------------------------------|--|---|---|
| 新たな「健康度測定」の構築 | 生活介護施設利用者等の障害者施設での健診、健康指導も行う「健康度測定」の活用を区へ提案した。さらに、利用者の多くが高齢者であることから、フレイル予防を視野に「高齢者コース」の設定を検討している。 | 障害者の「健康度測定」活用の環境整備、「高齢者コース」設定の検討など、新たな「健康度測定」の構築に道筋を付けることができた。 | 新型コロナウイルス感染症のまん延を契機に変化した社会状況にマッチした健康づくりを、区民ニーズを意識しながら事業を展開していくことが課題である。 |
| 多様なニーズに対応した地域展開による健康づくり支援 | 壮年期世代をターゲットにした「地域健康講座」を2年度に玉川地域で1講座、3年度より3講座に拡大、5年度には新たに東京都住宅供給公社等の事業者と連携先し、玉川に加えて北沢・烏山の3地域で講座を開催した。 | 新型コロナウイルスの影響もあり、講座の当初想定した定員に満たない状況が続いている。利用者の増を目指し、開催の連携先、周知方法、会場選定などの調整が課題となる。 | |
| 若い世代から高齢者まで幅広い年齢層に対する健康づくりの事業展開 | 「運動」「栄養」「休養」に関する「個別相談」を令和3年度から開始した。令和3年度30件、4年度からは90件を計画。また、高齢者クラブを対象に、「高齢者の運動定着支援」を令和3年度から開始した。 | 「個別相談」では当初の計画数は達成できなかったが、「個」のニーズへの対応を充実させることができた。一方、「高齢者の運動定着支援」では支援方法の模索が続いており、実施数が少ないなど、十分な成果までには至っていない。 | |
| 障害者の健康診断と健康づくりへの取組み | 令和3年度から生活介護施設の健康診断を受け入れ、車椅子利用者への対応を実施した。また、「知的」や「精神」障害者の健診も受け入れを行っている。 | 移転により施設のバリアフリー化等が図られたため、重度障害者の健康診断を開始した。また、合理的配慮として専門相談課の理学療法士等も従事し安全な健診実施に努めた。今後の対応拡大に向けては、さらなる体制面の強化が必要となる。 | |

(2) 安心・安全・信頼のおける検診等の充実

| 事業内容等 | 取組み(概要) | 個別評価 | 全体評価 |
|-------------------------|---|---|---|
| 5がんの検診申込窓口の一本化 | 令和2年4月に「世田谷区がん検診受付センター」を開設し、がん検診受付窓口の一本化を図った。 | がん検診における問合せ窓口の一本化により、区民の利便性向上につながった。今後は、従事者研修等を重ね、接遇能力等の向上を図りより質の高いサービスの提供に取り組む。 | |
| 「胃がん」内視鏡検診の拡充 | 平成29年度より世田谷区胃がん内視鏡検診の受託医療機関として、内視鏡検診を週1回実施している。 | 区との協議により検診を週1回とし、月曜に実施している。区民への検診機会の充実に向け、対応できる看護師を育成するなど、今後実施曜日が増える場合に備え準備をしていく。 | 「まちの保健室」は、こころとからだの保健室「ポルタ」として開設し、段階的に内容の充実を図ることができた。 |
| 「乳がん検診」の利便性の向上 | 乳がん検診の「要精検者」となった受診者のうち、「かかりつけ医」を持たない受診者が検診から精密検査までを一連の流れで受けられる仕組みを構築し実施した。また、希望者には次回の検診時期(2年後)に受診勧奨通知を送付している。 | 一連の流れに沿った利用や勧奨によるリピーター数はいずれも増えているため効果が上がっており、サービス向上につながった。今後も継続的に実施していく。 | がん相談では多様な相談機会を提供できた。 |
| 「子宮がん検診」での高い検査精度 | 液状化検体を用いた細胞診検査の導入に向けては、(現状の郵送対応が利用できないため)受診機関からの検体回収方法の検討や、細胞診判定基準の習得、HPV検査の有用性について、国の動向等の情報収集に取り組んだ。 | 液状化検体による検査は、川崎市や八王子市で導入しているが、国における検診の指針は決定しておらず、導入に向けた検討までは至っていない。引き続き情報収集に努めるとともに、導入に向けた体制検討を進める。 | 胃がん(内視鏡)検診の充実や、子宮がん検診の液状化検体への移行、また精度管理ではエビデンスに基づいた分析・啓発の実施等、全体的に残った課題が多い。 |
| 全区的な「がん検診精度管理」の実施とデータ活用 | 区で実施する5つのがん検診(胃・大腸・肺・乳・子宮)の精度管理データの集計を行い、区や「世田谷区精度管理委員会」へ結果を報告している。令和4年度からは、検診精度の向上を目的に、精度管理データのプロセス指標を医療機関ごとに集計し、各医療機関へのフィードバックを始めている。 | 精度管理データを分析し、その結果やエビデンスを反映させた受診勧奨にまでは至っていない。引き続き区とも連携しながらデータ分析や啓発・勧奨等の方法を検討する。医療機関からのデータをより一層集約することが課題である。 | |

| 事業内容等 | 取組み（概要） | 個別評価 | 全体評価 |
|---------------|---|---|------|
| 「がん相談」の充実 | 令和2年度に「がん情報コーナー」を開設するとともに、予約不要の相談窓口を新設した。「電話相談」も1日3時間から4時間に延長した。その他、地域に向いての「出張相談」や「就労相談」の実施場所や回数を増やしつ、「オンライン相談」を開始し相談機会の拡充を図った。 | 多様な相談機会を提供できたことにより、相談しやすい環境が整い相談件数の増になったと捉えている。令和5年度からはウイッグの展示等を行い、がん患者に対するアピアランスケアの問合せや相談の対応にもつなげたいと考えている。引き続き、幅広い相談に対応できるよう充実に取り組む。 | |
| 「まちの保健室」開設の検討 | 令和2年4月に「こころとからだの保健室ポルタ」を開設した。専門相談員を配置し、誰でも自由に利用可能な、「がんところの健康に関する情報コーナー」を設置したが、コロナ禍の影響で開設当初からの2年間は来所者が少なかった。 | 「まちの保健室」の役割を担う「こころとからだの保健室ポルタ」を開設し、「がん相談」「がんところの健康に関する情報コーナー」の取り組みを軌道に乗せることができた。 | |

（3）地域医療の後方支援

| 事業内容等 | 取組み（概要） | 個別評価 | 全体評価 |
|---------------|---|---|---|
| 医療機器の有効活用 | 令和2年の総合プラザへの移転と同時に、多くの医療機器が更新された。精密検査は病気や怪我で急を要する方への検査であるため、地域医療機関の後方支援を行う役割として、コロナ禍においても感染防止を十分に対策した上で、多くの検査を休止せず実施した。 | コロナ禍にあっても感染症予防対策を十分に行い、安全に検査を実施できた。なお、胃精密検査では経口内視鏡のみで一部希望のある経鼻タイプは導入していない。設備費用が高額なことに加え、機器を扱う技術の習得も課題といえる。近隣医療機関のニーズを含め今後の検討が必要である。 | コロナ禍でも安全に検査等を実施することができた。新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられたことから、地域医療機関に個別訪問しての営業活動の再開等が課題である。 |
| 高度医療機器のさらなる活用 | MRIにおける頭部MRAとVSRAD検査の同時実施を可能とした。また、健康診断利用者への頭部MRI・胸部CT・マンモグラフィのオプション検査導入の検討を行った。 | 頭部MRAとVSRAD検査の同時実施を達成し、画像解析の効率化を図ることで結果の即時渡しが実施できた。健康診断の各種検査オプションの導入は、健診と精密検査の受診者の動線を別ける必要があり、引き続き検討課題である。 | |

| 事業内容等 | 取組み(概要) | 個別評価 | 全体評価 |
|------------|---|--|------|
| 地域医療機関への対応 | 総合プラザへの移転を契機に、区内医療機関に精密検査等の利用について個別訪問等をし、精密検査依頼について事業PRを行う予定だったが、コロナ禍を考慮し案内通知のみとした。 | 緊急事態宣言等、長引くコロナ禍の影響で医療機関への個別訪問を延期した。再開等の方法、体制づくりが課題である。 | |

(4) 障害者福祉全体相談サービス等の充実

| 事業内容等 | 取組み(概要) | 個別評価 | 全体評価 |
|--------------|--|--|--|
| 障害者専門相談 | 総合福祉センターから移行した専門相談事業では、専門医による相談、専門職による補装具相談など、様々な相談支援を行った。自立訓練の移行先の東京リハセンターとは連携のうえ事業を行った。来所が難しい方に対しては訪問による支援を行った。 | 移行事業を円滑に継続するとともに、新規事業「知的障害者小グループ評価りすた」を令和2年度から開始した。東京リハセンターから出向職員を受け入れ訓練事業を丁寧引き継ぐとともに、移行後は連携に努めて事業を行った。また、総合プラザ指定管理者等とは連携事業を開始し、事業の充実を進めた。 | 総合福祉センター事業は、移行計画の一部見直しを提案し新規事業も開始しながらサービス向上を図った。 |
| 乳幼児育成相談 | 総合福祉センターから移行した乳幼児育成相談事業では、相談・評価を行い、療育事業の移行先の東京リハセンター等の適切な支援先につなげた。家族支援は継続して行った。 | 事業移行に伴い従来の発達障害相談・発育センター「げんき」に東京リハセンターを加えた連携体制で事業を進めた。移行後も継続している家族支援のための親子支援グループ事業はプログラムの改善を進め事業の充実を図った。 | 移行後は拠点施設として東京リハセンターのほか、関係機関との連携に努め、総合福祉センター廃止に伴う事業移行を円滑に進めることができた。 |
| 高次脳機能障害者への支援 | 総合福祉センターから移行した高次脳機能障害相談支援事業では、支援に向けた評価を行い自立訓練事業移行先の東京リハセンター等の適切な支援先につなげた。移行事業以外では、新たに小グループ職業評価「コンパス」を開始し就労支援を強化した。 | 区立保健センターへの自立訓練の相談や東京リハセンター利用者の保健センター専門医相談など、拠点施設としての連携に努め、移行事業を円滑に進めた。令和2年度から開始した小グループ職業評価「コンパス」ではプログラムの改善を随時行い事業の充実を図った。令和3年度の区の「高次脳機能障害相談支援体制等の調査研究」に基づき事業の充実を図った。 | こころの健康相談は新規事業として、区、委託先社会福祉法人と協議しながら計画通り進めることができた。 |

| 事業内容等 | 取組み(概要) | 個別評価 | 全体評価 |
|---------------------|--|--|------|
| 乳幼児健診後のフォローグループへの派遣 | 乳幼児健診後のフォローグループへ専門職派遣は、支援者に対する技術支援等として継続した。 | 平成 28 年度から開始した事業であり、保健福祉センター健康づくり課と協議しながら効果的な事業実施に当たった。 | |
| 障害者施設等への技術支援 | 障害者施設等への専門職派遣は、通所施設への技術支援として継続した。 | 毎年度各施設の要望を把握し、区障害者地域生活課と協議を行いながら効果的な事業実施に努めた。 | |
| 住宅改造アドバイス | 総合福祉センターから移行した専門職の訪問による住宅改造アドバイスを継続実施した。 | 自宅を訪問しての事業であり感染症対策を徹底しながら、利便性・安全性の向上に寄与した。 | |
| 先駆的事业の調査・研究への取り組み | 国の「失語症者向け意思疎通支援モデル事業」(平成 28・29)を踏まえ、先駆的事业「失語症者向け意思疎通支援者派遣事業」を開始した。 令和 3 年度に区の「高次脳機能障害相談支援体制等の調査研究」を施策の基礎資料とするため行った。 | 障害者総合支援法地域支援事業だが、全国的に取り組みの少ない「失語症者向け意思疎通支援者派遣事業」を令和 2 年度に開始し、区民サービスの向上を図った。区の調査研究を踏まえて令和 4 年度から地域での事例検討会等を開始し、施策の充実を図った。 | |
| 地域の専門職のネットワークづくり | 障害のある方を地域全体で支えるための仕組みとして高次脳機能障害者関係施設連絡会や言語聴覚士連絡会、作業療法士連絡会等を行った。 | 医療ソーシャルワーカー連絡会は地域障害者相談支援センターぽとを加えた医療ソーシャルワーカー・相談支援機関連絡会に改編し、支援のネットワーク強化を図った。 | |
| こころの健康相談(精神保健) | 総合プラザへの開設に伴いこころの相談機能の整備等として、区役所が閉庁している夜間・休日等の電話相談を行った。 | 夜間・休日等の電話相談は当初週 4 日、令和 4 年 9 月から 5 日に増やし気軽に相談できる窓口として区民サービスの向上を図った。 | |

(5) 関係機関との密なる連携・協力

| 事業内容等 | 取組み(概要) | 個別評価 | 全体評価 |
|------------------------|---|--|--|
| 三師会との連携 | 講座や講演等、連携イベントを計画したが、コロナ禍において中止または内容を切り替えての実施を検討した。 | 令和2～4年度はコロナ禍にあり、イベントを中止。令和5年度以降、新型コロナウイルス感染症の動向を見ながら、三師会と再開等の検討を行う。 | |
| 区複合棟・民間棟・各機関との連携 | 梅ヶ丘拠点整備事業に伴う総合福祉センター廃止による事業移行に連携して取り組むとともに、うめとびあ開設後は関係機関との連携事業を実施した。総合プラザ内事業所と連携し、「うめとびあ通信」等の編集・発行に携わった。令和4年度より災害時の対応、消防訓練等について、総合プラザ内事業者間で連携し検討を行った。 | 移行前は、財団が東京リハセンターの職員を出向として受け入れ、事業の引継ぎとノウハウの継承を行った。事業移行直後も技術支援や保育園等訪問支援のフォローも行い、連携による取り組みを進めた。移転後は、総合プラザ指定管理者等との連携により、「福祉用具展示相談会」や「点字カフェ」等の連携事業を開始した。なお令和5年度には、うめとびあ内全ての事業者が連携して区民周知イベントの「うめとびあフェスタ」を開催し、財団では救護室の運営ほか、他の事業者と協働で福祉用具体験、健康チェックも実施する。 | 総合福祉センター廃止後の事業実施は、東京リハセンターと拠点施設としての連携を図りながら進めた。 総合プラザ開設後は新型コロナワクチン接種会場となっていることによる事業実施場所の制約があるが、カフェの利用など工夫しながらプラザ内連携事業を開始している。 |
| 発達障害相談・発育センター「げんき」との連携 | 乳幼児の支援機関としての連携を引き続き行った。 | 相談・評価機関として、引き続き「げんき」と定期的に連絡会等により連携して支援に取り組んでいる。令和元年度から東京リハセンターを加えた連絡会とした。 | |
| 児童相談所との連携 | 障害児支援について児童相談所との連携を検討する。 | 児童相談所とともに区の乳幼児期支援機関連絡会に参加しているが、支援対象の違いなどから連携等の検討には至らなかった。 | |

(6) 効率的な運営と拡張性を考慮したシステム構築

| 事業内容等 | 取組み(概要) | 全体評価 |
|-----------------------|--|---|
| 効率的な運営と拡張性を考慮したシステム構築 | 令和2年度より健康教室、運動コース利用者を対象に「自動支払機」を導入。また、複数の事業系業務システムを1つに統合して運用を開始したほか、マイナンバー保険証の利用に向けてシステムを整え開始した。 | 「自動支払機」の導入により、予約～支払～出席確認までの利用手続きが一括して操作可能となり、利用者サービスの向上と業務の効率化が図れた。令和5年度には、キャッシュレス決済の導入を予定している。 |

(7) 土曜日・夜間の事業拡大について

| 事業内容等 | 取組み(概要) | 全体評価 |
|-----------------|---|--|
| 土曜日・夜間の事業拡大について | 「胃がんエックス線検診」、「乳がん検診」の土曜日実施拡大、CT・MRI等の各種精密検査の土曜日実施について検討を行った。 区役所閉庁中の平日夜間、休日(土曜日・祝日)の「こころの電話相談」を開始した。 | 令和4年度に「胃がんエックス線検診」23回と「乳がん検診」4回を土曜日に実施したが、乳がん検診は土曜日の受診者が少なく、周知方法の改善が課題である。また、精密検査の土曜日実施は、医師の確保が困難等の課題があり、引き続き検討する。 「こころの電話相談」は区役所閉庁の時間帯のため、年間2,000件以上の相談を受けた。 |

(8) 健康情報の発信

| 事業内容等 | 取組み(概要) | 全体評価 |
|---------|---|--|
| 健康情報の発信 | 区のおしらせ、ホームページ、情報紙による情報提供に加え、SNSの活用など様々な手法を活用した。 | ホームページを令和4年度に20年ぶりに全面リニューアルし、スマートフォン対応や障害者支援ツールの導入など、より使いやすく分かりやすいものへと切替えた。様々な広報手段により、保健医療福祉の情報を幅広く発信している。 |

(9) 保健センターまつり等の進化

| 事業内容等 | 取組み(概要) | 全体評価 |
|-----------------------------|--|---|
| 保健センターまつり・総合福祉センターさくらまつりの進化 | 「うめとぴあ」移転までは地域と繋がるイベントとして「保健センターまつり」等を実施してきた。移転後は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、イベントが令和4年度まで休止となった。 | 令和5年5月から新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが5類に引き下げられ、イベントが再開できるようになったことから、「うめとぴあ」内の各事業者が共同し「うめとぴあフェスタ」を開催することとなった。区立保健センターでは、施設や事業を紹介するツアー、健康チェック、運動体験、福祉用具体験、各種相談などを実施し、施設を知りきっかけとしていく。 |

【別表 2】 財団運営における重要な規程・規則等

| 分 類 | | 整備している主な規程・規則等 | |
|---------------------------|----|------------------------|------------|
| 1 | 総則 | 規程 | コンプライアンス規程 |
| | | | 情報公開規程 |
| | | 規則 | 評議員会運営規則 |
| | | | 理事会運営規則 |
| | | | 個人情報保護規則 |
| | | | 情報公開規程施行規則 |
| | | | 特定個人情報取扱規則 |
| | | 公益通報者保護に関する規則 | |
| | | 要綱 | 個人情報保護要綱 |
| 区立保健センター苦情処理要綱 | | | |
| 2 | 規程 | 組織規程 | |
| | | 組織規則 | |
| | 要綱 | 医療事業運営委員会要綱 | |
| | | 危機管理委員会設置要綱 | |
| | | 区立保健センター医療等安全管理委員会設置要綱 | |
| 区立保健センター医療事業等事故等対策委員会設置要綱 | | | |
| 3 | 規程 | 職員就業規程 | |
| | | 契約職員就業規程 | |
| | | 非常勤職員規程 | |
| | 要領 | ハラスメントの防止及び苦情処理に関する要領 | |
| 4 | 規程 | 財務規程 | |
| | | 監事監査規則 | |
| | | 資産運用規則 | |
| | | 財務規程施行規則 | |
| | 要綱 | 物品管理規則 | |
| | | 資産物品取扱要綱 | |
| 電子取引データの保管に関する事務処理要綱 | | | |

※規程・規則等については、財団ホームページ上に全文を掲載しています。

(トップページの上部《財団について》から[情報公開](#)ページ内に集録)

資料一覧

資料番号

- 1 世田谷区立保健センター事業案内（区民向けご案内）
- 2 精密検査のご案内（医療機関向けご案内）
- 3 保健センター経営ビジョン【第三次】（令和3年3月）
- 4 世田谷区保健センター財務改善計画（令和3年3月）
- 5 健康づくり啓発リーフレット（健康度測定データの活用）vol. 4
- 6 令和4年度利用者満足度調査集計結果（令和5年2月）
- 7 保健センター情報紙「げんき人」114号（令和5年5月）

事業計画書

(世田谷区立保健センターに関する企画提案書)

令和5年5月

公益財団法人 世田谷区保健センター

東京都世田谷区松原6丁目37番10号

電話 03-6265-7441

FAX 03-6265-7409